

「(仮称) 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例 (素案)」 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和4年(2022年)6月29日(水)から令和4年(2022年)7月29日(金)まで

(2) 意見提出方法

持参、電子メール、ファクス又は郵送

(3) 配布資料

(仮称) 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例 (素案) パブリックコメントについて

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)、13階(市民自治推進課)
- 各区役所市民部総務企画課広聴係
- 各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア	意 見 者 数	49人
1	ご意見の件数	162件

(2) 提出方法

ア	持参	4人
1	電子メール	3 6 人
ウ	ファクス	3人
工	郵 送	6人

(3) ご意見の内訳 (素案の項目に沿って分類)

ア 条例素案に関する意見

(7)	Γ1	前文」に関する意見	6件
(1)	L 3	定義」に関する意見	5件
(ウ)	۲4	基本的な考え方」に関する意見	3件
(I)	۲5	町内会等の地域における役割」に関する意見	18件
(1)	۲6	地域住民の役割」に関する意見	5件
(力)	Γ7	事業者の役割」に関する意見	3件
(‡)	١8	市の責務等」に関する意見	7件
(7)	ſ 9	加入促進等」に関する意見	1件
(ħ)	Г10	町内会の負担の軽減」に関する意見	1件
(1)	Г12	人材の育成等」に関する意見	1件
(#)	Г13	意見交換会等」に関する意見	2件
(シ)	۲ ₁₄	推進体制の整備」に関する意見	2件

(ス)	Г15	施策の実施状況の公表」に関する意見	1件
(t)	Г16	財政上の措置」に関する意見	4件
(7)	複数項	頁目に関する意見	1件
(月)	条例组	全般に関する意見	14件
(f)	条例素	素案に対する質問	5件
(")	町内会	会に対する行政の指導・介入等を求める意見	10件
(テ)	条例の	つ実効性を疑問視する意見	4件
イ第	⊱例制5	官の賛否に関する意見	
		官の賛否に関する意見 削定に反対の意見	8件
(7)	条例制		8件 1件
(ア) (イ)	条例制	削定に反対の意見	, ,
(ア) (イ) ウ 支	条例制 条例制 泛援策 人	制定に反対の意見 制定に賛成の意見	, ,
(ア) (イ) ウ 支 (ア)	条例制 条例制 交援策 支援策	制定に反対の意見 制定に賛成の意見 や町内会に対する感想・意見等	1件
(ア) (イ) ウ ま (ア) (イ)	条例制 条例制 泛援策 支援策制 支援的	制定に反対の意見 制定に賛成の意見 や町内会に対する感想・意見等 策に関連する感想・意見等	1件36件

3 条例 (素案) からの修正点

次のとおり、市民の皆様からいただいたご意見を参考に、公表した条例(素案)の内容から修正しました。

(1) 「3 定義」に関する意見

素案	(1) 「町内会」 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活
(修正前)	動を行うことを目的として、 <u>本市の一定の区域に住所を有する者</u> の地縁に基づい
	て形成された町内会、自治会等の団体とします。
ご意見の	「地域住民」が札幌市民を指すのであれば、「市民」と表現を改めるべきと考え
概要	る。ただし、「地域住民」が「市民」とは別のものを指すのであれば、「3 定義」
	に追記し定義付けて説明する必要がある。
札幌市の	札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例における「市民」に
考え方	は、市外からの通勤・通学者等も含まれていますが、この条例でいう「地域住民」
	は「本市の一定の区域に住所を有する者」を指すことから、このことを明確化する
	ため定義を追加することといたしました。
修正後	(1) 「町内会」 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活
	動を行うことを目的として、 <u>本市の一定の区域に住所を有する者(以下「地域住</u>
	<u>民」という。)</u> の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体とします。

(2) 「5 町内会等の地域における役割」に関する意見

素案	(5) 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるま
(修正前)	ちづくり活動を円滑に進めるため、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び
	事業者と <u>必要な調整等</u> を行うよう努めるものとします。
ご意見の	町内会の連合体が、賛成と反対が割れるような案件を取り上げるとした場合、そ
概要	れが会員同士の対立へとつながり、町内会の目的の一つである親睦的機能を分断す
	ることで、町内会活動を低下させる恐れがある可能性もあることから、町内会の連

	合体にとって、その調整等の必要性を判断する余地があるべきであり、「必要に応
	じて、~調整等に努めるものとします。」という表現にすべき。
札幌市の	この条例は、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄
考え方	与することを目的としており、その実現のために町内会活動の活性化に関する基本
	的な考え方や町内会等の役割を明らかにすることとしております。したがって、町
	内会活動を低下させるような会員同士の対立などが生じるおそれがあるのであれ
	ば、これを極力避けるために行う措置についても、複数の町内会にまたがるまちづ
	くり活動を円滑に進めるための必要な調整等に含まれるものと考えられます。
	しかしながら、素案からその趣旨が変わるものではありませんが、「5 町内会
	等の地域における役割」(6)と表現の統一を図るため、ご意見のあった文言に修正い
	たしました。
修正後	(5) 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるま
	ちづくり活動を円滑に進めるため、 <u>必要に応じて、</u> 市、地域でまちづくり活動を
	行う諸団体及び事業者と <u>調整等</u> を行うよう努めるものとします。

4 ご意見の概要と札幌市の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「ご意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

(1) 条例素案に関する意見

ア 「1 前文」に関する意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
条例の前文にはきれい事だけではなく、理念を	当初、この条例の「たたき台」の中では、「互助
実現するには長年引き継がれてきた「互助と親睦」	と親睦」と表現しておりましたが、「町内会の活動
の精神を枯渇させてはならないという先人の苦労	は互助と親睦だけではない」、「互助よりも共助で
を加筆していただければ、万年役員にももう少し	ある」などの町内会からのご意見を踏まえ、「助け
奮起してみるかという気持ちがでてくるかもしれ	合い」、「支え合い」、「親睦や交流」と表現するこ
ません。	ととしました。前文では、町内会が地域コミュニ
	ティの中核として本市の発展に大きく寄与してき
	たというこれまでの経緯を盛り込むことで、この
	前文を通して、町内会の皆様のこれまでの取組や
	思いを、広くご理解をいただくことを期待するも
	のです。
「前文」に掲載されている文章を見ると、「町内	福祉、防災・防犯、環境美化、除排雪作業など
会」は、「福祉」に「防災」に「防犯」に「環境美	は、これまで多くの町内会で実施されてきた活動
化」に「除排雪作業」など、多岐にわたっており、	の代表的な例を示したものです。この条例によっ
これまで以上に下請け業務が増えるように見えま	て、町内会に対して新たな負担等を課すものでは
す。高齢者や担い手不足と言いながら、町内会の	ありませんが、いただきましたご意見は町内会に
仕事を増やすのではなく、本来、札幌市が行うべ	関する施策を検討するに当たり、参考にさせてい

ご意見の概要	札幌市の考え方
きことは札幌市が行って、高齢者の役員でも務ま	ただきます。
るようなシンプルなものにしていただきたい。	

「前文」に掲載されている文章は長すぎて、何 を言っているかわかりづらい文章です。簡潔に要 点のみを記述して短くすべきです。 町内会が地域コミュニティの中核として本市の発展に大きく寄与してきたというこれまでの経緯や、社会的状況の変化に伴った町内会加入率の低下や役員の高齢化等の現状、そして近年の超高齢社会の進展や自然災害の増加等により、町内会の重要性がますます高まっていくという将来像などの条例制定の背景などを明らかにした上で、「地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していく」という条例の趣旨を広く皆様にご理解いただくためには、前文に盛り込んだ内容が必要であると考えております。

札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例で基本理念としている次の文言をしっかりと盛り込むべき。「様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、まちづくりは、市民が主体であることを基本とし、市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。」

前文の最後の段落において、両条例に掲げられた理念を踏まえることを明記していることから、 ご意見の趣旨はこの条文によってご理解いただけるものと考えております。

「前文」に掲載されている「札幌市自治基本条例」や「札幌市市民まちづくり活動促進条例」は、広い意味での「まちづくり」であり、対象は不特定多数の「市民」です。「札幌市自治基本条例」第28条の「町内会」は、まちづくりセンター設置のための記載であり、町内会の活動は全く記載されておりませんし、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」には「市民」は記載されておりますが、「町内会」は全く書かれておりません。一方、「町内会」は「3定義」にもあるように、行政的に設定された区域で、当該地域で実際に生きている人間の営みに即した活動を行っている活動体です。前述の2条例と今回の「町内会条例」をつなぎ合わせた文章には無理があるので、削除したほうが良いと思います。

町内会の活動はまちづくりに関する活動であり、その活動に当たっては、札幌市自治基本条例 及び札幌市市民まちづくり活動促進条例の理念を 踏まえることが望ましいことから、素案の表現が 適切であると考えております。

ご意見の概要	札幌市の考え方
多様な価値観や自主性が中心の現在社会につい	前文の2段落目の現状認識に係る部分におい
て一切触れられていません。	て、個人の価値観が多様化していることを盛り込
	んでおります。

「3 定義」に関する意見 ご意見の概要 札幌市の考え方 「地域住民」が札幌市民を指すのであれば、「市 札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり 民」と表現を改めるべきと考える。ただし、「地域 活動促進条例における「市民」には、市外からの 住民」が「市民」とは別のものを指すのであれば、 通勤・通学者等も含まれていますが、この条例で 「事業者」と同様に「3 定義」に追記し定義づ いう「地域住民」は「本市の一定の区域に住所を け説明する必要がある。 有する者」を指すことから、このことを明確化す るため定義を追加することといたしました。 「4 基本的な考え方」において、突然「事業 「事業者」とは、「本市の区域内において事業を 者」という言葉が現れる。しかも、この「事業者」 行う者」を指しますが、札幌市自治基本条例及び という言葉が何を意味するのか説明がないまま、 札幌市市民まちづくり活動促進条例における「事 それ以降も頻繁に表れ、「7 事業者の役割」にお 業者」と同じ意味であり、一般的なものであるこ いて、突然役割の説明が始まる。条例の作り方と とから、定義する必要性はないと考えております。 して、甚だ不適当である。あらかじめ「3 定義」 に「(4) 事業者」を追記し、「事業者」とは何かを 定義づけ説明すべきである。 「地域コミュニティ」の定義について、どう定 「コミュニティ」は「共同体」や「人々の集団」 義しても構わないのだが、コミュニティの意味を という意味なども持つ多義的な言葉であり、必ず 調べたら「地域集団」あるいは「地域社会」と言う しも「地域」の意味を含むものではないことから、 意味なので、地域コミュニティの「地域」はいら 定義にある「地域社会」であることを明示するた め、「地域コミュニティ」という表現を用いており ないと思った。 ます。 「一定の区域」の定義付けをもっとはっきり宣 町内会の区域は、各町内会が規約等に定めるも 言していただきたい。札幌市の場合、区域割りは のであり、条例でその区域を明示すべきものでは 明らかであるから。 ないことについてご理解ください。 定義では、「地縁に基づいて形成された町内会」 地縁とは地域を基礎とする社会関係を意味し、 とありますが、現在社会に適合した表現でしょう 町内会は一定の区域に居住する者(地域住民)に

ウ 「4 基本的な考え方」に関する意見

か。

ご意見の概要	札幌市の考え方
「(3) 町内会の活動は、公正で平等で民主的な	この条例では、「4 基本的な考え方」(4)におい
環境の基で、地域住民の交流によって、相互に協	て、町内会の活動について、「地域住民の多様な価
力しながら、自主的におこなわれるものであるこ	値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」
と。」とすべき。	とし、「5 町内会等の地域における役割」におい

よって組織されていることから、適切な表現であ

ると考えております。

民主的な方法で選出された役員による運営方法 等が、開かれた町内会・顔の見える町内会に、大 きな影響を及ぼすと思われます。現状は、公序良 俗でさえ話し合ったのだろうかと疑われる規範類 も見受けられます。本項に「公正・平等・民主的な 環境の基で」の表現を加え、このあるべき理念を 自動的に担保できる仕組みにして、より開かれた 運営になるべき。この理念を横軸にすることで、 会員・役員間のコミュニケーションの浸透度や 様々な変化や態様と自主的に話し合える、顔の見 える真の関係が深まってゆくと思われます。本条 例には「ハラスメント」・「地域活力の低下」・「ア ンチ町内会」に対する基本的な姿勢が必要です。 そのためには「公正で平等で民主的な環境」理念 をも表明し、自主的に企画・参加・評価できる町 内会活動の仕組みが大切です。

「(5) この条例により、町内会及び町内会役員に「特別な権限」を与えられたものではない。」という条文を追加すべき。理由は、特権を持ったと勘違いする役員が出てきては迷惑であり、住民と十分に協議をせず、生活環境に関することや新たな固定的経費の増加等を役員のみで決めることへの不安があるため。

「町内会の維持及び活動の活性化」とありますが、市が町内会に期待する活動は具体的にどのようなものか提示されていません。広報誌配りなのか、住民調査なのか、自主的な道路清掃や除排雪なのか、高齢者への声掛けなのか?また、「まちづくり」や「地域コミュニティの中核」、「地域住民の交流」などが、具体的に何をすることが必要とされているかが提示されていません。盆踊り、花火大会、運動会、ビアガーデン、などを開催しろというのか、すでにある地域を改めて都市設計することを考えろというのか、地域で再生可能発電施設を設置・運営しろというのか。

札幌市の考え方

て、町内会について、「開かれた運営に努めるもの」 ((2)) 及び「地域住民の多様な価値観と自主性を 最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう 努めるもの」((3)) としております。ご意見にある 公正、平等、民主的などのキーワードは掲げてお りませんが、これらの条文によってご意見の主旨 のような運営が行われることを期待するもので す。

(3)及び(4)において、町内会の活動について、「自主的に行われるもの」であること及び「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」であることとしているほか、「5 町内会等の地域における役割」(3)において、町内会について、「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」としており、ご意見の趣旨はこれらの条文によってご理解いただけるものと考えております。

この条例では、「5 町内会等の地域における役割」において、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティの維持のため、町内会に心掛けていただきたいことを掲げております。なお、町内会の活動内容は団体によって様々であり、条例で具体的な活動内容等を明記することは、その活動を行わなければならないという町内会の負担につながるおそれがあることから、具体的な活動内容等を明記することは適切でないと考え、「地域的な共同活動」と表現しております。

エ 「5 町内会等の地域における役割」に関する意見

ご意見の概要

(1)の「町内会は、・・地域住民が相互に助け合い、 支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティ の維持及び形成に努める」というのも、民生委員 の役割との違い、民生委員のなり手がいないから 町内会なのか、子育てサロンや託児などほかの市 の事業や民間の事業との関係など、漠としていま す。今や、昔の長屋のように、食卓まで分かるよ うにほかの家々のことに首を突っ込む、興味を持 つとか、結婚相手を勧めるとか、専門スキルの無 い住民が託児までボランティアでやって、のよう にはならないと思いますが、どんな助け合い、支 えあいを目指そうとしているのか、具体的ではあ りません。 札幌市の考え方

この条例では、「5 町内会等の地域における役割」において、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティの維持のため、町内会に心掛けていただきたいことを掲げております。なお、町内会の活動内容は団体によって様々であり、この条例で具体的な活動内容等を明記した場合、その活動を行わなければならないという町内会の負担につながるおそれがあることから、具体的な活動内容等を明記することは避け、「地域的な共同活動」と表現しております。

(2)の内容を具体的に示すべき。

- ○広報は最低年2回以上発行する努力義務を明記 すべき。
- ○役員会の開催の定足数や議事内容と議論の記録 (議事録)を残すことを明記すべき。
- ○総会議事録や役員会議事録は、会員からの要望 に基づき公開することを明記すべき。
- ○役員の業務内容を具体的に規則中に明記して、 引継ぎができるよう「業務マニュアル」の作成を 奨励すべき。
- ○役員の長期重任を排するよう、最大任期を4年 から5年程度と明記すべき。
- (5)または(6)においては、役員の長期重任を排して多くの人に役職を担わせるようにすべき旨を明記すべき。
- ①助け合い:自然災害や緊急の際に互いに助け合うことができるように日頃から住民同士のコミュニケーションをとり、自らの取り巻く環境を把握する。又、学校などから交通安全該当指導の依頼などがあった際は、速やかに協力実施できる体制づくりを行う。
- ②情報公開~開かれた町内会:日々取り組んでいる内容について、住民に広く伝わるように工夫し、町内会に興味関心を持ってもらう。
- ③交流:レクリエーションや行事を行い、住民同

この条例においては、各町内会が定めるべき個別の運営方針や行動指針等に係る事項を「町内会等の地域における役割」として明記することは、町内会が自主的な団体であることに鑑みて適切ではないと考えております。

	— –	I mmt
	= a	概要
, H	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 TEXT - 77

札幌市の考え方

士の交流を行い安心して暮らせるように取り組む ④機能維持の取り組み:役員の高齢化や担い手不 足の解消の為、役員の他次期役員の為の準備期間 (青年部など)を設置する。

⑤暮らしやすい街づくり:各町内会として、良い ものは積極的に取り入れアップデートに努める。 年間行事の他、各家庭や個人として日々の気づき の取り組みを広く協力して行うことができる。

(2)について、「町内会は、その活動に対する地域 住民の理解を深めるとともに、その活動への参加 を促すため、その活動状況や運営に関する情報を 積極的に提供することや公開することなどによ り、開かれた運営に努めるものとします。<u>市や関係機関からの協力要請に対しては、主体的に重要</u> 性を見定めて、過重な負担にならない手法を選択 して適切に関与していく。」という条文にすべき。

町内会が負担に感じる一つに、市その他関係機関からの協力要請がある。行事への参加・動員、会合への出席その他の要請に、町内会は受動的な立場にある。町内会側も主体性を高めて改善していく必要がある。町内会が主体的に評価し、重要性・有効性が低いと判断した動員要請などは、町内会単位での参加は行なわないことが有効である。町内会が主体的に判断して協力要請には強弱をつけて関与することを追加すべき。

(3)について、「町内会は、地域住民の多様な価値 観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加 入を促すように努めるものとします。<u>そのために</u> も町内会は、団体としての規範を遵守し、透明で 民主的な運営を行うものとする。また、さまざま な年代層が町内会運営にかかわることができるよ うに配慮する」という条文にすべき。

町内会役員に重大な規則違反や不正があっても 不問にされ、一般法人ならば処罰される重大な違 反行為が、町内会では任意団体のため責任追及さ れずに封印されてきた。町内会が組織として最低 限の規範を保つことは、条例を制定するうえで基 礎的要件である。 「4 基本的な考え方」(1)において、町内会と 市は対等な関係であることと、同(3)において、町 内会の活動は自主的に行われるものであることと しており、ご意見にみられる町内会が主体的に判 断して市の協力要請に適切に関与すべきとの趣旨 を肯定するものと考えております。しかしながら、 町内会が自主的な団体であることに鑑みますと、 ご意見いただいた内容は、各町内会が定める個別 具体の運営方針や行動指針等に掲げるべきものと 考えており、この条例に「町内会等の地域におけ る役割」として殊更に明記するにはそぐわないも のと考えております。

一方で、ご指摘のとおり、本市からの依頼事項が町内会の負担になっていることについては、重く受け止めておりますので、「8 市の責務等」(2)に記載のとおり、この条例に基づき、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮してまいります。

この条例では、「4 基本的な考え方」(4)において、町内会の活動について、「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」とし、「5 町内会等の地域における役割」において、町内会について、「開かれた運営に努めるもの」((2))及び「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」((3))としており、これらの条文によってご意見のような運営が行われることを期待するものです。

また、総会の議決の際に、「執行部役員が議決に加わる」としている町内会規則が多いが、運営に関与し推進する立場の者が採決に加わることは公平を損なう。このような町内会の規約・会則は例えば、「議決は出席会員の過半数をもって成立する」としているものを、「議決は役員会議の構成員を除いた出席会員の過半数をもって成立する」のように改正することが必須である。

本来は現役世代が役員として参加して、運営にたずさわることのできる環境でなければならない。現役の人たちに役員として参加してもらうには、町内会ごと課題を詰める必要があるが、おしなべて町内会の活動・事業を縮小して、平日昼間の活動を極力避けることが肝要である。現在ほとんどの町内会が、3役在任期間が10年以上におよぶ役員で占められている。「なり手がいない・・・」は一面ではあるが、居座っているのも実情であり、前例踏襲・惰性から抜けきれない要因にもなっている。新陳代謝が求められるが、役員選考作業をごく少数だけで決めていることも弊害になっている。このように運営や規約に不備があるため、町内会が遵守すべき最低限の規範について追加し、世代交代を促すことも追加すべき。

(3)について、「町内会は、地域住民の多様な価値 観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加 入を促すよう努めるものとします。」は矛盾を含ん でいて、多様な価値観、自主性を尊重するのであ れば、単に町内会である必要はなく、さまざまな サークル、市の事業、民間の事業、それぞれの個 人の暮らし方などがあると思うので、「参加、加入 を促す」というよりは、さまざまな活動、事業な どを案内できるような体制、や住民個々の要望な どを受け付けて対応を検討できる体制などが必要 ではと思います。特に専門の人に対するスキルを 身につけているわけではない地縁の人が、広い目 で支援ができるものかどうか疑問です。町内会で 完結させようとするのではなく、それぞれの事案、 懸案毎に必要な組織を必要な範囲に作れるように 支援する方が実際的と思います。

この条文は、地域住民の多様な要望等を実現することを目的として町内会の活動への参加や加入を促すという趣旨の条文ではなく、町内会が地域住民に対してその活動への参加や加入を促すに当たっては、幅広い世代が参加・加入するために、世帯構成や居住形態、生活様式の違いなどに基づく地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重する必要があるということを明記したものとなりますが、いただきましたご意見は町内会に関する施策を検討するに当たり、参考にさせていただきます。

(3)について、「町内会は、・・・、町内会の運営 や活動への参加を得られるよう努力すること。」・ 「町内会の運営にあたっては、住民と十分に協議 を行い理解と協力を得ること。」・「町内会の役員に 就任した者は、住民の意見等をよく聞き町内会の 運営に努めること。」とすべき。

理由:①強制的な参加ではなく自主性を重んじて いる旨を明示すべきでは。②町内会からの一方的 な意見等に従わざるを得なくなる。③町内会とし ての努力を求めるべき。④町内会は任意団体とし て設立されており、住民との協議が必須である旨 を定めてほしい。⑤町内会に関して条例として定 めるからには、町内会の責任についても定めるべ きと思う。⑥役員としての資質等が不明である。 ⑦市の責務があるが町内会の責務がない。

(4)について、町内会の連合体や他の町内会など と連携するだけでなく、活動内容の≪紹介や交流│例でいう「連携」に当たるものと考えております。 ≫も進めてほしい。

(4)に「まちづくり活動を行う諸団体」との表記 があるが、どのような団体を指すのか想定できな いので、いくつか具体例を示すことを要望する。

(5)について、町内会の連合体が、賛成と反対が 割れるような案件を取り上げるとした場合、それ が会員同士の対立へとつながり、町内会の目的の 一つである親睦的機能を分断することで、町内会 活動を低下させる恐れがある可能性もあることか ら、町内会の連合体にとって、その調整等の必要 性を判断する余地があるべきであり、「必要に応じ て、~調整等に努めるものとします。」という表現 にすべき。

札幌市の考え方

町内会は、「5 町内会等の地域における役割」 (2)において、「開かれた運営に努める」ことを、ま た、同(3)において、「地域住民の多様な価値観と自 主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促 すよう努める」ことを明記しており、これらの条 文によって、ご意見のような運営が行われること を期待するものです。

ご意見にある「紹介や交流」も、まさにこの条

ここでいう「まちづくり活動を行う諸団体」と は、老人クラブやスポーツ関係団体、PTA など、暮 らしやすいまちを実現するためのまちづくり活動 を行う団体全般を指しており、社会環境の変化等 に伴って、まちづくり活動を行う団体の名称等は 変わる可能性があることから、条文中で具体的な 団体を示すことは適切ではないものと考えており ますが、今後、この条例のパンフレット等を作成 するにあたっては、分かりやすくご理解いただけ るよう、表現を工夫してまいりたいと考えており ます。

この条例は、町内会の維持及び発展を図り、も って暮らしやすいまちの実現に寄与することを目 的としており、その実現のために町内会活動の活 性化に関する基本的な考え方や町内会等の役割を 明らかにすることとしております。したがって、 町内会活動を低下させるような会員同士の対立な どが生じるおそれがあるのであれば、これを極力 避けるために行う措置についても、複数の町内会 にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるための 必要な調整等に含まれるものと考えられます。

ご意見の概要	札幌市の考え方
	しかしながら、素案からその趣旨が変わるもの
	ではありませんが、「5 町内会等の地域における
	役割」(6)と表現の統一を図るため、ご意見のあっ
	た文言に修正いたしました。

(5)は文言が重複し非常に読みにくい。「(5) 町内会の連合体は、当該連合体を構成する町内会にまたがる・・・」で十分意味が通じると考える。このように、より分かりやすい表現とすべきである。また、「(6) 町内会の連合体は、当該連合体・・・」で十分意味が通じる。表現を再考すべきである。

「3 定義」(2)において、「町内会の連合体」を 定義付けて一つの用語としていることから、「当該 連合体」とすることは適切ではないと考えており ます。

(6)について、「町内会の連合体は、<u>活動内容及び会計を住民に開示したうえで、</u>当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとします。」という条文にすべき。

ご意見の内容は条文には盛り込んでおりませんが、「5 町内会等の地域における役割」(2)において、町内会は「開かれた運営に努める」ことを掲げており、その町内会によって組織された町内会の連合体も、「開かれた運営に努める」ことが同様に期待されるものと考えております。

近年、町内会の連合体は、連絡調整にとどまらず町内会に代わって、実施主体になって行事などを行っている実態がある。ところがこの連合体について、一般住民がまったく関与できない仕組みになっている。一般住民に活動内容が知らされず、多額の会計(会費使途)も不透明である。連合体役員は各町内会の会長や副会長が兼務しているので、連合体に対するチェック機能は無いに等しい。このような理由から、連合体の開示責務を追加すべき。

(6)について、町内会の連合体は、構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を市に伝える、と書かれているが、今も連町に意見を全然聞いてもらえないのに、「必要に応じて」伝えると明記されたならば、連町が必要ないと判断していっそう恣意的に市に伝えないこともできる。連町にかつてのような地域をまとめる力はない。それぞれの町内会からも直接市に意見を言えるようにしていただきたい。デジタル化が進めば、市からの伝達事項なども連町を通さず直接速やかに単町に届くようになり、連町の役割はますます薄くなるのではないか。コロナで連町行事もほとんど中止なのに、単町からは変わらず負担金をとるのはい

現時点においても、市民自治推進課や各区役所、 各まちづくりセンターなどで単位町内会の皆様からご意見をいただいているほか、市民自治推進課において、各町内会宛ての「町内会・自治会に関するアンケート」を定期的に実施し、施策の検討に当たり、参考にさせていただいております。

今後も、「13 意見交換会等」に記載のとおり、 町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策 定し、実施する際には、町内会や町内会の連合体 の皆様のご負担等も考慮しながら、適宜、意見交 換会やアンケートなどを行っていきたいと考えて おります。

ご意見の概要	札幌市の考え方
かがなものかと思っている。	
(6)について、「町内会の連合体」が単位町内会の活性化を資するために、市に伝える(要望する)のは良いことだと思う。ところが、現実は、単位町内会で活動したほうが良いと思える仕事や、単位町内会でもやれる仕事(内容)までを、連合会や協議会がやってしまうので、単位町内会の活動が無くなっているのではないか。また、町内会の役員が、自分の町内会の仕事をするよりも連合体やその他の関連する団体の仕事に係わる(借り出される)方が多くて大変だと言っていたが、単位町内会と連合体の活動や役割を整理・分担しないと、町内会は、連合体を頼りすぎて、町内会の魅力がなくなってしまうのではないかと危惧している。	町内会の連合体と町内会の関係等は地域によって様々であると考えておりますが、いただきましたご意見は町内会等の現状を理解するに当たり、参考にさせていただきます。
「町内会の連合体」…男性中心の旧態依然としたピラミッド型権力組織であり、行政の下請けとして市の施策を依頼されているので、依頼を止めて自主的な「まちづくり協議会議」・「住民自治組織」にするべきだ。	町内会及び町内会の連合体は、地域の皆様によって組織されている自主的な団体であり、行政の下請けではありませんが、本市からの依頼事項が町内会及び町内会の連合体の負担になっているとの声をいただき、重く受け止めておりますので、「8 市の責務等」(2)に記載のとおり、この条例に基づき、関係部局間の連携に努め、その負担が過重なものとならないよう十分に配慮してまいります。
多様性の考え方:外国人住民やジェンダー、L GBTQ+の視点を加えるべきだ。	この条例では、「4 基本的な考え方」(4)において、町内会の活動について、「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」とし、「5 町内会等の地域における役割」(3)において、町内会について、「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」としており、ご意見のあった視点についても最大限尊重することを定めています。
表題に「町内会等」と表現されているが、ここまでの条項に「町内会等」についての説明が一切ない。当該条項の内容を読むと、「町内会」と「町内会の連合体」の役割を規定しているものと理解	見出しは的確かつ簡潔な表現とすることが求められ、他の規定に「町内会等」との表現はないことから、ここでの定義付けは不要であると考えております。

できる。であるならば、「町内会等」ではなく「町内会および町内会の連合体(以下、「町内会等」と

ご意見の概要	札幌市の考え方
いう。)の地域における役割」等と正確に記すべき	
である。	

オ 「6 地域住民の役割」に関する意見

ご意見の概要

「町内会は任意団体であり、加入を強制される ものではないが、地域住民が地域で安心して快適 に暮らすために、自らも地域の一員であることを 認識し、町内会の意義や重要性について理解と関 心を深め、町内会活動への参加や協力に努めるも のとします」という条文にすべき。

町内会は任意団体であるが、"加入は義務"と錯覚している人が少なくない。役員の中にさえ"強制加入である"として会費を強要する者がいる。義務であるかのような高圧的口調で加入を迫る役員もいる。町内会に対して不信や反感を招く結果となっている。町内会条例が制定されると、町内会があたかも公的組織であるかのように誤解する人が増えることが予想される。住民に正しく理解され協力してもらうことが重要である。ましてや見せかけの"加入は義務"として利用されることがあってはならない。

安心快適に暮らすために町内会が必要?は押しつけではないのか。条例の策定により「努力義務」となっていても、加入参加し輪番制の役員の引き受けも「強制」に繋がるおそれがある。

「町内会(自治会等)の会員は、・・・、町内会(自治会等)の活動への参加につき、生活等に支障のない範囲で、協力に努めるものとします」とすべき。理由は、①町内会からの一方的な意見等に従わざるを得なくなる。②町内会未加入者もいる。(信頼関係がない)

ジェンダーやLGBTQ+の視点も必要

札幌市の考え方

この条例では、「4 基本的な考え方」(3)において、町内会の活動について、「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」とし、「5 町内会等の地域における役割」(3)において、町内会について、「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」としているように、町内会への加入や活動への参加は強制されるものではなく、ご意見の趣旨はこれらの条文によってご理解いただけるものと考えております。

町内会は、地域住民の福祉や防災・防犯、環境 美化、冬季の除排雪など、私たちの身近な生活を 支える様々な活動を行っており、安全で安心な暮 らしやすい地域コミュニティの維持において重要 な存在であると考えております。なお、この条例 は、地域住民に対して、何らかの強制を行うもの ではないことをご理解ください。

「5 町内会等の地域における役割」(3)において、「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努める」ことを盛り込んでおり、ご意見の趣旨はこの条文によってご理解いただけるものと考えております。

この条例では、「4 基本的な考え方」(4)において、町内会の活動について、「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」とし、「5 町内会等の地域における役割」(3)にお

ご意見の概要	札幌市の考え方
	いて、町内会について、「地域住民の多様な価値観
	と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入
	を促すよう努めるもの」としており、ご意見のあ
	った視点についても最大限尊重することを定めて
	います。
最近は、「自らも地域の一員であることを認識	総会における取組は各町内会において検討され
し」という認識が不足しているのかもしれない。	ているものと考えますが、いただきましたご意見
そこで町内会の活動に参加したら、その都度ポイ	は町内会に関する施策を検討するに当たり、参考
ントを渡して、年度の最後「総会」に、粗品と交換	にさせていただきます。
できる仕組みを導入したらどうだろうか。「総会」	
への参加者を増やすためにも。	

カ 「7 事業者の役割」に関する意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
条例策定により、居住者のプライバシー侵害の	この条例は、事業者に対して、何らかの特別な
おそれ。	権限等を与えるものではないことをご理解くださ
	い。
共同住宅の場合ですが、世帯数に応じて一つの	いただきましたご意見は町内会に関する施策を
班としているケースが有ります。私が以前住んで	検討するに当たり、参考にさせていただきます。
いた地区の町内会では、世帯数に応じて一つの班	
としていました。共同住宅の入居者の中には町内	
会に加入したくないということもあり得ますの	
で、事業者は個々にあった対応をしてみてはどう	
でしょうか?	
①住宅を管理運営する事業者は、町内会費を代理	町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的
として回収する場合満額収める。	に組織され、運営されている団体であり、町内会
②町内会より、ゴミステーションの設置。交換な	に対する事業者の協力内容は、町内会と事業者の
ど提案や依頼があった際は速やかに協力する。	間で決められるべきものであることから、個別具
③事業者の代表は、定期的に町内会会議などに参	体の協力内容をこの条例で定めることは適切では
加し、活動や取り組みについて協力把握するよう	ないと考えております。
努める。	

キ 「8 市の責務等」に関する意見

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ご意見の概要	札幌市の考え方
「(3) 市は、職員が積極的に町内会活動に参加	町内会の活動への参加は職員が自主的に行うこ
することを促進するため、必要な措置を講ずるよ	とが前提となりますが、町内会活動に参加する時
う努める。」とあるが、どのような措置を想定して	間が確保できるような職場環境づくりや、町内会
いるのか、事例を示すことを要望する。	の意義や重要性について理解を深めるための研修
	を行うことなどを想定しています。
「(3) 市は、職員が積極的に町内会の活動に参	職務を離れ、個人として自主的に参加する職員

ご意見の概要		
加することを促進するため、・・・」と記載されて		
いるが、この場合における「町内会の活動に参加		
する」者は、職務を離れて「個人」として参加する		
「職員」を指すのか否か?また異なるとすれば、		

どのような者を指すのか示されたい。

を指しています。

市の責務等では、「(4) 職員は、・・・職務を遂行する」と表現されていますが、具体的な職務の姿が見えてきません。「~などの職務」とより具体性のある表現とすべきだと考えます。

ここでいう職務は、地域コミュニティや町内会の活性化等に関わる職務全般を指しており、社会環境の変化等に伴って職務の内容は変わる可能性があることから、条文中で個別具体の職務の例示を行うことは適切ではないものと考えております。

札幌市の考え方

「8 市の責務等」について、(4)及び(5)については、地方公務員法「第六節 服務 第30条、第35条」に定めがあることから、あえて規定する必要はないのではないか。(※市の責務として、職員との関連については、(3)で規定されている)

地方公務員法第30条は服務の根本基準を定め、第35条は職務に専念する義務を定める規定であり、職員はこれらの条文に基づき職務を遂行しておりますが、(4)及び(5)は、本市において地域コミュニティの中核である町内会の維持と活動の活性化を行うに当たって、職員が心掛けるべきことを定める規定として、この条例で明記することが必要であると考えています。

(3)について、削除すべき。理由:①職員が積極的に参加することは、職員の余分な仕事になる。②町内会加入が強制的な意味合いを持つと感じる。(反感を持つ住民が出ないか?)③町内会の活動に職員が参加しても単なるお手伝いにしかならないと思う。④公務員として「職務専念義務」があると思うので、指導監督機関で良いと思う。⑤住民からの苦情などを受ける窓口になっていただきたい。⑥町内会の責務の定めがないのに市の責務だけあるのは不自然。

職員が職務を遂行するに当たっては、当該職員が地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解していることが重要であり、町内会の意義及び重要性を理解するためには、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進することもその一つの方法であり、重要であると考えています。なお、この条文は、職員が職務を離れた個人として参加することに関して定めるものであり、職務上の責務等を定めるものではありません。

「市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとします。」とあるが、今までどんな業務が負担過重といわれているか、必要なのかなどの背景を提示してほしい。

個別具体の依頼事項等を条文中に明示することは適切ではないと考えますが、町内会からは、大規模調査員や各種委員の推薦、会議等の参加取りまとめ等が負担になっているとの声をいただき、重く受け止めておりますので、この条例に基づき、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮してまいります。

現在、町内会内には、規約策定や会計処理を適切に行える知識を持ち合わせた人材が圧倒的に不足しているため、職場の親睦会よりも圧倒的にい

現在、本市では、町内会に専門家を派遣して問題解決を図る町内会アドバイザー派遣制度や町内会活動の参考としていただくための冊子の制作等

い加減な事務処理が行われている。何が問題なのかを認識する知識を有していない者で町内会が運営されているのが実情である。よって、「(6) 市は、町内会又は町内会の連合体の事務処理に関し、助言を与える。」等の項目追加を要望する。なお、この場合の「事務処理」とは、規約の作成・変更や決算書・予算書の作成に対する知見の提供を指すものである。

札幌市の考え方

を行っておりますが、ご意見のような支援については、「8 市の責務等」(1)や「10 町内会の負担の軽減」に基づき、検討してまいりたいと考えております。

ク 「9 加入促進等」に関する意見

ご意見の概要

他の市町村では住民課の窓口で、転入者に対し「町内会への加入を促す声掛け」を行っており、 札幌市も、「窓口での町内会加入の声掛けを行う」 具体的な行動を取っていただきたい。「8 市の責 務等」と「9 加入促進等」に、札幌市による町内 会への加入促進の記述と実効性のある具体的な行 動を求めます。

札幌市の考え方

市の施策は、社会環境の変化や町内会のニーズ 等を捉えて策定し、実施していくべきものである ことから、条文中に具体的な加入促進に関する施 策を盛り込むことは適切ではないと考えておりま すが、この条文に基づき、既存の取組に加え、町 内会への加入促進等につながる様々な施策を検討 してまいりたいと考えております。

ケ 「10 町内会の負担の軽減」に関する意見

ご意見の概要

「必要な支援」とは具体的に何をさしているのか不明、素案で示すべき。そもそも市からの「依頼」が多すぎるから、役員のなり手がいないのではないか。そもそも公務をボランティアで下請けさせることが問題。

札幌市の考え方

市の施策は、社会環境の変化や町内会のニーズ 等を捉えて策定し、実施していくべきものである ことから、条文中に具体的な加入促進に関する施 策を盛り込むことは適切ではないと考えておりま すが、この条文に基づき、既存の取組に加え、町 内会の負担の軽減につながる様々な施策を検討し てまいりたいと考えております。

コ 「12 人材の育成等」に関する意見

ご意見の概要

町内会長や会計部長や環境部長等に適任者がいないとか、後継者が補充出来ないと言う話をよくあり、最近、町内会役員の不足に乗じて、偏りのある考え方の人が役員になる町内会が増えて来ております。札幌市はこのような役員の若返り等を促進する方策を早急に講じていただきたい。このような町内会では、会員の改善要請等が無視されたり、札幌市等への伝達がされなかったり、滞ったり、伝達内容が変わっていたりしているケース

札幌市の考え方

この条文に基づき、既存の取組に加え、町内会 活動の担い手の育成や確保につながる様々な施策 を検討してまいりたいと考えております。

ご意見の概要	札幌市の考え方
があります。	

サ 「13 意見交換会等」に関する意見

ご意見の概要

「市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案するほか、町内会にかかわる意見を一般から募集する窓口(意見箱)を設け施策に反映し、必要に応じて、意見交換会や意向調査等を実施するものとします。」とすべき。町内会活動をより充実したものにしていくために、一般住民からの意見を募る窓口を設けることが有益と考える。ただし、そこで出された意見への返答や審議の義務は負わない。なお、出された主要な意見は全町内会に開示して、必要に応じて参考にしてもらう。そのような理由で、意見募集について追加すべき。

市民自治の基本理念の「まちづくりは、市民が主体であることを基本」とするならば、「町内会の意見」だけではなく「市民の意見」を勘案すべきであり、「意見交換会や意向調査等」の実施に当たっても、市民との意見交換や市民の意向調査が必須なので次のような記述とすることを求める。「意見交換会等市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、実施する際には、町内会や市民の意見を勘案することとし、必要に応じて、町内会や市民との意見交換会や意向調査等を実施するものとします」

札幌市の考え方

この条文は、市が、「町内会の維持及び活動の活性化」に関する施策を策定し、及び実施するに当たって、その当事者である町内会及び町内会の連合体から、加入促進や負担の軽減等に資する支援策に係る意見を伺うことを明らかにする目的のものであり、広く町内会に関わる意見や広義のまちづくりに関しての意見を伺うことを目的とするものではないことから、市民からの意見募集等に関する条文を設けるものではありません。

なお、現在においても、町内会等に関わるご意見については、本市の広聴事業の中で、本庁の各部局や各区役所等においてお伺いしたり、市民意識調査等を行ったりしながら、広く市民の皆様からお伺いしているところです。

シ 「14 推進体制の整備」に関する意見

ご意見の概要 市の関係部局だけではチェックが働かないから 外部の目が入る体制が必要。町内会の現場を知る 者や、公募した市民、加入が少ないマンション関 係者などの声を入れて実効性のある推進体制にす べき。

「関係部局間が連携して」とありますが、行政 独特の表現だと思います。「市民文化局が中心とな り」と表記しなければ、相談先をたらいまわしに されてしまいます。 いただきましたご意見は推進体制を整備するに

札幌市の考え方

当たり、参考にさせていただきます。

ここでいう推進体制の整備とは、町内会の維持 と活動の活性化に関する施策の推進に関する体制 の整備のことであり、相談先に関することを定め る条文ではないことをご理解ください。

ス 「15 施策の実施状況の公表」に関する意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
中長期的に札幌市として町内会支援策にどう取	いただきましたご意見は、今後、この条文に基
り組んでいくのか、きちんとあらかじめ計画や目	づき施策の実施状況の公表を行うに当たり、参考
標を立てて、それがどの程度達成できているのか	にさせていただきます。
示すのでかけれげ公表する音味がかい	

セ 「16 財政上の措置」に関する意見

ご意見の概要

町内会加入世帯人数によって支援金を交付しているのが、財政的な「加入促進の圧力」になっている。

高齢化孤立化(高齢者の一人暮らし)問題は今後ますます深刻、それを町内会自治会(高齢役員)を財政支援して担うのは限界がある。「条例化」では解決しない。

現在は住民数で助成金が交付されているが、安 易に財政措置を行うべきではない。現在の就労環境(夫婦共稼、派遣・契約社員等)や高齢者等の増加を考えると公金の使用に対しもっと厳しく考えるべきであり、安易に財政措置を行う必要がない。市からの助成金は、町内会として市に協力した報奨として助成しても良いと思う。

「市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします」とありますが財政上措置の基準が解らない。私の町内会における町内会費とパートナーシップ排雪費の会計処理や、連合町内会への拠出金と連合町内会の寄付金に係る支出、不正会計問題など、町内会の維持及び活動の活性化で財政上の措置をしていいのか疑問。

「市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」とありますが、マンションの管理組合で集会室を持っているが、管理棟の2階にあるためエレベータ設置を考えたい

札幌市の考え方

町内会に対する補助金等の交付額の算定に当たっては、活動の規模に応じた額とするために世帯人数等を使用しているものであり、ご意見にあるような、加入促進の圧力となることを意図するものではありません。いただいたご意見は今後の支援策の参考にさせていただくとともに、今後は、これまでの取組に加え、この条例に基づき、町内会の維持と活動の活性化につながる様々な施策を検討してまいりたいと考えております。

いただきましたご意見は、今後の町内会への支援策を検討するにあたり参考にさせていただきます。

町内会に対する補助金等の支援制度においては、制度ごとにその補助金等の交付や返還に係る 基準等を定めております。なお、各町内会における町内会費の使途などは、予算案等に係る総会等の議決を経て、各町内会において決められているものと考えますが、「5 町内会等の地域における役割」(2)において、町内会は「開かれた運営に努める」ことを明記しており、この条文によって、より明朗で適切な会計処理が行われることを期待するものです。

マンション管理組合は、建物の区分所有等に関する法律を根拠として、その建物や敷地及び附属施設の管理を行うために区分所有者を構成員として設置される団体であり、この条例における町内会(地域住民の福祉や親睦に係る活動、環境美化

が、その費用や、白板やスクリーンなど、住民が 集まって話し合うときに必要になる設備や機材な どへの援助なども考えてほしい。

札幌市の考え方

活動、防犯・防災活動などの「地域的な共同活動」 を行う団体)ではないことから、この条例におけ る施策の対象とはならないことをご理解くださ い。

ソ 複数項目に関する意見

ご意見の概要

素案 9 以下【町内会の維持及び活動の活性化に 関する市の施策】は、前回の条例案策定を断念し た経緯で、反対した「連合町内会」意向を大幅に 汲んで書き加えたものにほかならず、行政事業・ 仕事を「依頼(下請け)」を連合町内会に下請け維 持して何としてでもスムーズに行いたいという意 図が見え見えだ(連合町内会のための条例)。

札幌市の考え方

これらの条文は、令和3年度に実施した単位町内会や連合町内会との意見交換において、「理念だけではなく具体的な実効性のある条文が必要」などのご意見が数多く寄せられたことから設けたものであり、ご意見にあるような検討経緯や意図はありません。

タ 条例全般に関する意見

ご意見の概要

市民の意見を聞いて、これから議会で議論するのに「条例の施行時期 条例の施行は、令和5年(2023年)4月1日を予定」というのは、本気で意見を聞く気がないアリバイにしかみえない。これで反対意見が多数だったたらどうするのか。だいたい市長選挙がある令和5年4月というのは普通に考えておかしくないか。市長選で町内会に関する公約を示して、市民に審判を仰いでから条例をつくるべき。さもなくば、次かその次で市長は変わるのだから、少なくとも5年に1度条例を見直す条項をいれるべき。

条例施行を、令和5年(2023年)4月に予定しているが、町内会側が規約改定などの整備を終えたあとにしたほうがよい。

町内会・自治会は行政の都合のいい下請け(防犯・防災・委員委嘱・会議参加など)であってはならない。町内会・自治会は、「自治体から独立」した住民自治組織であるべきで、個人単位であるべきだ。

札幌市の考え方

パブリックコメント資料に記載の条例の施行時期は予定であり、今後は、この施行時期も含めて条例案として札幌市議会に提出し、議会で審議をいただく予定です。また、条例を含めあらゆる施策は適宜見直されるべきものでありますが、この条例は、町内会の意義や重要性を将来にわたって広く共有し、町内会を地域住民、事業者及び市が支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代へ継承していくことを目的としており、中長期的にこの条例の効果を見守っていく必要があることから、あらかじめ見直し時期を条項に盛り込むことは適切ではないと考えています。

この条例は、9月21日に招集される令和4年度 第3回定例市議会に条例案を提出し、ご審議をい ただくものとなりますが、この条例案が議会にて 可決された場合、施行までは一定の期間がありま すことから、必要に応じて、規約改定等に当たり 参考としていただければと考えております。

「4 基本的な考え方」(3)のとおり、町内会や町内会の連合体は、地域の皆様によって組織されている自主的な団体であり、行政の下請けではありませんが、本市からの依頼事項が町内会及び町内会の連合体の負担になっているとの声をいただ

町内会は「市にとって下請け的な便利な組織」となっており、また、個人の価値観などが多様化している現状において「地域コミュニティの中核とは言い難い状況」にある中、一部の住民や町内会を除き、任意団体としての町内会の重要性を求める声は多いものとは思えない。そもそも、「市民の安心・快適な暮らしの維持」は、市の本来の責務であり、「町内会を何とか維持して、役割を担ってもらう」という考えではなく、抜本的に見直していく必要があると考える。

条例がないもとでの支援と、条例ができてからの支援は根本要因として何が違うのか。札幌市のこれまでの支援についての自己評価や、町内会関係者の努力や活動の苦労とその評価についても、前文に記載がなければ、市民は、これまでの支援をどのように評価・分析したらよいのかわからな

いと思う。

札幌市の考え方

き、重く受け止めておりますので、「8 市の責務 等」(2)に基づき、関係部局間の連携に努め、その 負担が過重なものとならないよう十分に配慮して まいります。また、今後も町内会の皆様からご意 見をいただきながら、必要に応じて町内会の負担 を軽減することができるような事業の進め方の在 り方を検討してまいりたいと考えております。

この条例の趣旨から、本市の支援に関する評価 や町内会関係者の努力や活動の評価を条文に盛り 込むことは適切ではないと考えますが、前文の冒 頭において、町内会は、その活動により多岐にわ たって私たちの生活を支え、地域コミュニティの 中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきた ことを記載しております。

本市ではこれまで様々な支援策を行ってまいりましたが、これまでの町内会との意見交換等を通じ、町内会は、少子高齢化や居住形態の変化、ライフスタイルの変化などに伴う新たな課題や、役員の高齢化や担い手不足といった恒常的な課題も抱えており、こういった課題を解決していくためには、これまで以上に、細やかで多岐にわたる支援策の実施が求められているものと認識したところです。

この条例の制定の前後で、本市が町内会を将来にわたって支援していくという根本的な姿勢等が変わるものではありませんが、この条例では、本市が町内会の維持と活動の活性化に当たって基本となる事項を定め、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備することなども盛り込んでおり、今後は、この条例をよりどころとする、より多様な支援策を実施してまいりたいと考えています。この条例を制定し、併せて支援策を実施することにより、直ちに町内会の課題等が解消されるものではありませんが、町内会にとっては、本市が将来にわたって町内会を支援していくことをこの条例の制定によって確認することができ、今後の活

動に前向きな展望を見出す一助となるのではない かと考えております。

町内会費が払えず、活動もできないので脱会を 申し出る高齢者世帯や、連合町内会の行事の負担 金が重く、連合町内会を抜けた単位町内会などの 現状に係る具体的な記述がない。町内会は、地域 住民の生活水準や階層、世帯数や財政規模も違い、 取り組める事業についても較差が生じる。市が一 律に支援することで解決するのであれば、すでに 様々な問題は解決されてきたと思います。単位町 内会の自主的な取り組みや実情に応じた支援を進 める必要があると考えるが、単位町内会への支援 計画または支援方針を立案、検討、実践していく ことを素案に盛り込む必要があるのではないか。

この条例素案だけでは仕組みが良く分かりませ ん。この他に、「施行規則」や「命令」・「通達」も 必要ではないかと思います。今回の条例素案は、 どのような構成というか体系になるのか、「3 定 義」か、何処かに、分かり易く示していただきた 11

いりたいと考えております。 この条例は、町内会に特別な地位を与えるもの ではなく、新たな負担等を課すものでもありませ

町内会に対する認識について、素案では、「町内 会はとても良い活動をしている」と現状を追認し、 「だから町内会活動に参加するように促し維持発 展させる」と強調している。町内会に欠陥がある こと、町内会が閉鎖的で一部の人だけのものにな っていること、あるいは町内会の存在意義に疑い を持たれていること、などへの視点と認識が弱い と感じる。町内会に対して、単なる任意団体では ない特別の地位を与えて、市や関係団体と連携す る役割を明記しているが、財政を含め公的な関係 を強化するからには、町内会側も相応の体制が整 っていなければならない。現状の町内会は組織体 制や運営面で、条例の役割を担う団体としてふさ わしくない面があるので、改善・修正が必要であ ると考える。さらに素案の内容は、町内会にとっ

この条例は、町内会の維持及び活動の活性化に 関する基本的な考え方や、市の施策の基本となる 事項を定めることとしており、町内会の課題は各 町内会によって様々であることから、個別具体の 課題をこの条例に明記することは適切ではないと 考えておりますが、現在、本市では、町内会に専 門家を派遣して、町内会の課題に応じて解決を図 る町内会アドバイザー派遣制度を実施しておりま す。今後は、こういったこれまでの取組に加え、 この条例に基づき、町内会の維持と活動の活性化 につながる様々な施策を検討してまいりたいと考 えております。

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的 に組織され、運営されている団体であり、その活 動内容や運営方法等は様々であることから、町内 会に関わる各主体に対して、個別具体の活動内容 や協力内容等に係る事柄について施行規則の制定 や命令、通達などを通じて市が関与することは適 切ではないと考えております。しかしながら、こ の条例に関して広く町内会の皆様等にご理解をい ただくための方法については、今後、検討してま

現在、本市では、町内会に専門家を派遣して、 町内会の課題に応じて解決を図る町内会アドバイ ザー派遣制度を実施しております。今後は、こう いったこれまでの取組に加え、「8 市の責務等」 (1)や「10 町内会の負担の軽減」などに基づき、 町内会の負担の軽減も含めた、町内会の維持と活 動の活性化につながる様々な施策を検討してまい りたいと考えております。

 ご意見の概要

 て負担が重くなることが危惧されるので、負担軽

減の方策が必要になると考える。

札幌市の考え方

定義にある「良好な地域コミュニティ」を目的とするならば、「町内会費の不正流用」や「町内会の会計」について、どこかに明記される必要があるのではないでしょうか。

「5 町内会等の地域における役割」(2)において、町内会は「開かれた運営に努める」ことを明記しており、この条文によって、より明朗で適切な会計処理が行われることを期待するものです。

素案では、加入率の低下の要因は、「居住形態の変化、生活様式や個人の価値観の多様化」などであると説明している。これらは社会的変化が要因であり、一種、避けられないものであり、町内会の努力だけでは歯止めをかけられるものとは、とうてい思えない。そもそも、素案では、今後の支援策で加入率をそれくらい引き上げることができると考えているのか、目標や目安は出てこないが、何か示す考えはないのか。

ご指摘のとおり、町内会の加入率の低下は社会的な環境の変化によるものでもあることから、町内会の維持と活性化のためには、市が町内会の加入促進や負担の軽減につながる様々な施策を行っていくことが必要であると考えております。この条例の制定と支援策の実施は、町内会の加入率の引上げに資するものと考えておりますが、条例で目標や目安を設定するのはそぐわないことから、本市の中期計画等において成果指標を設定し、各支援策を進めてまいりたいと考えております。

全体を読み通したとき、昭和の町内会組織がイメージされました。近所づきあいで生活をしていた昭和の頃は、今回提案された条例でよかったと思います。しかし、現在は「個人」がベースとなり社会が進んでいます。まずは我が家の生活を第1に考えなければという子育て世代の30、40代の意見が生かされた条例とは思えません。時代に適応したもっとシンプルな組織とする条例にすることが重要だと考えます。

この条例では、「4 基本的な考え方」(4)において、町内会の活動について、「地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるもの」とし、「5 町内会等の地域における役割」において、町内会について、「開かれた運営に努めるもの」((2))及び「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」((3))としており、これらの条文によって、様々な世代の意見が反映され、参加しやすい町内会の運営が行われることを期待するものです。

今、札幌市内の各町内会が困っている主要な課題は、「町内会への加入促進」と「ごみステーションの管理」と「パートナーシップ排雪等の除排雪」と「地域交流活動」です。この4つの課題に真正面から取り組む「町内会条例」を制定して、各町内会活動の活性化を図っていただきたい。特にコロナ下、町内会活動が休止させられ、その後遺症から立ち直れない町内会に対し、「町内会条例」の制定がこのカンフル剤になることを強く期待しております。ついては、この4つの課題を条例上に掲載し、目標として設定して、取り組む姿勢を明示していただきたい。

町内会の課題は各町内会によって様々であることから、個別具体の課題を条例に明記することは適切ではないと考えておりますが、ご意見にある課題に対しては、これまでの取り組みに加え、「9加入促進等」や「10町内会の負担の軽減」などの条文に基づき、町内会の維持と活動の活性化につながる様々な施策を検討してまいりたいと考えております。

素案では、地域住民と事業者、市が町内会の意義と重要性を共有して、一体となって町内会を支えると前文で説明しているが、もともと地縁で形成された町内会は、対行政との関係では唯一、地域を代表する組織である。この3者の支えあいとは認識の共有にとどまるのか。それとも何かをしようということなのか。また、3者の支えあいのなかでも、市の特別の責務や役割が記載される必要があるのではないか。

町内会の回覧板などで市民が行うまちづくり活動などについても広報できるようにする記述を追加することを求める。

現在、町内会の回覧には、市などの公共機関の発行するもののみを回覧物として扱い、市民が任意で行っているまちづくり活動について回覧で取扱わないところが散見されます。しかし、札幌市市民まちづくり活動促進条例は「市民、事業者及び市は、市民まちづくり活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること」としており、本条例の策定と町内会への公費支援に当たっては、町内会が行う文書の回覧は、市民の自発的まちづくり活動についても町内会が積極的に情報収集し、町内住民が情報共有できるよう回覧板などで扱うことにするとともに、市民から回覧の依頼が有った場合には、その依頼文書を回覧することが出来るよう町内会に義務付ける文言の挿入が必要と考える。

札幌市の考え方

この条例では、「2 目的」に記載のとおり、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有することに加え、町内会の維持及び活動の活性化に当たっての基本的な考え方や、町内会、地域住民、事業者の役割及び市の責務等を明らかにします。また、「9 加入促進等」~「12 人材の育成等」に記載のとおり、加入促進や町内会の負担の軽減、広報啓発等や人材の育成等の市の施策の基本的な基本となる事項を定めることとし、市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を今後も行っていくことを明確にします。

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、その活動内容や運営方法等は様々であることから、この条例において、各町内会が定める回覧板の運用方針等に関わる事項を明記することは適切ではないと考えております。

チ 条例素案に対する質問

「8 市の責務等」(3)で「市は、職員が積極的に 町内会の活動への参加は職員が自主的に行うこ町内会の活動に参加することを促進するため、必 とが前提となりますが、町内会活動に参加する時要な措置を講ずるよう努めるものとします。」とあるが、具体的にどのような措置を想定しているのの意義や重要性について理解を深めるための研修か。 を行うことなどを想定しています。 市民自治推進課や各区役所等において実施して

ご意見の概要	札幌市の考え方
うのか?住民名簿の提供?ポイント付与?加入勧	いる加入促進等に係る事業等を想定しており、今
誘員の派遣?	後も社会環境の変化や町内会のニーズ等を捉えて
	様々な事業を検討、実施してまいりたいと考えて
	います。
マンション管理組合では、売却時の管理組合規	説明義務はありませんが、現在、本市では、市
約の説明などを通して情報提供が行われていま	内の不動産関連団体と協定を締結し、地域のまち
す。戸建ての販売の時に、町内会規約の説明義務	づくり活動の普及啓発や転入者等に対する加入促
などは無いのでしょうか?	進に関する取組を連携して行っています。
『(仮称) 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい	平成 30 年度に「(仮称) 札幌町内会に関する条
条例』は、以前制定が断念されたと聞いている『札	例」の検討を行いましたが、パブリックコメント
幌市町内会加入促進条例』とはどう違っているの	で様々な視点に基づく多くのご意見が寄せられた
か?町内会への加入の強制はせず(=町内会加入	ことから、地域の皆様のご意見を伺いながら再検
促進ではなく)、できている町内会の構成者に町内	討することが必要と判断し、同年度中の条例制定
会活動に参加することを促す策(組織運営のノウ	を見送りました。
ハウ、コミュニケーション能力の養成、カウンセ	「(仮称) 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい
リング教育など?)をいろいろ制定する、と捉え	条例」は、条例と併せて支援策の検討も同時に進
ていいのでしょうか?	め、令和2年度には町内会との「意見交換会」で
	ご意見を伺うための条例素案と支援策案それぞれ
	の「たたき台」を作成し、それ以降、町内会や連合
	町内会の皆様のご意見等を伺いながら検討を進め
	てまいりました。そのため、平成30年度に検討を
	行った条例とは別の検討プロセスを経た条例とな
	っております。

この条例は、ご意見のとおり、町内会への加入を強制するものではなく、素案の「2 目的」に記載のとおり、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方や、町内会、地域住民、事業者の役割及び市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることによって、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的としています。なお、この条例は特定の町内会を対象とするものです。

「町内会」について、マンションの管理組合の 活動をどう考えるか。あくまで戸建ての住宅街を 対象としているのでしょうか?また、(2)「連合体」 マンション管理組合は、建物の区分所有等に関する法律を根拠として、その建物や敷地、附属施設の管理を行うために区分所有者を構成員として

ご意見の概要	札幌市の考え方
も北海道マンション管理連合会や全国マンション	設置される団体であり、この条例における町内会
管理連合会など組織されています。	(地域住民の福祉や親睦に係る活動、環境美化活
	動、防犯・防災活動などの「地域的な共同活動」を
	行う団体)ではありませんが、「5 町内会等の地
	域における役割」(4)における地域でまちづくり活
	動を行う団体の一つとして町内会が連携を行うこ
	とも、町内会の活動を補い合い、又は深める上で
	は効果的であるものと考えます。

ツ 町内会に対する行政の指導・介入等を求める意見

ご意見の概要

「9 加入促進等」について、「市は、・・・必要な指導を行うものとします」としてほしい。理由:①市の支援という文言が入ると、町内会加入が強制的なイメージにとれる。②町内会の加入は住民の理解を得るべきものと思う。③町内会が信頼できなければ未加入者が出てもやむを得ないと思う。

「8 市の責務等」(1)について、市の責務が強い。町内会は 任意団体であるため、市が音頭を取って維持活性化を推進して 行くような条例にするのではなく、地元からの要請に基づき指 導を行う機関にすべきと思う。

町内会費を強制徴収しておきながら町内会の決算書や町内会の役員名簿も配布しないだらしない町内会が存在する。常識のない町内会を指導監督する権限も条例に含めるべきではないか。

町内会の役員のワンマンな運営·私物化に対し行政が調査や 介入できるようにしてほしい。

町内会役員が住民の声を聞き入れない場合、住民の相談窓口が町内会の運営になんら指導が出来ない体制を改善してほしい。

今の時代に「女性部」が町内会にあります。いつの時代の組織でしょうか。男女平等に反するような組織を指導するのは市の役割ではないでしょうか。

- ①町内会運営にあたっての「ガイドライン」を作成していただ きたい。
- ②役員の選任にあたっては、特定の住民に長期間任せるのでは なく一人でも多くの住民が参加できるようなルールを作るべき。
- ③監査基準(条項加入)を制定(指導)してほしい。
- ④町内会の運営を定期的にチェック・指導するルールが必要と

札幌市の考え方

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であるため、市が町内会を指導又は監督する旨の条文を条例に盛り込むことは適切ではないと考えております。

しかしながら、この条例の、「5 町内会等の地域における役割」において、その活動状況や運営に関する情報の積極的な提供や公開などにより開かれた運営に努めることや、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重して活動への参加や加入を促すよう努めることなどを盛り込んでおり、これらの条文を通じ、改めて運営の在り方等をご検討いただくきっかけになればと考えております。

ご意見の概要 札幌市の考え方

思う。

- ⑤役員の選任基準について、客観的な基準を制定し、誰もが身構えることなく役員として参加できるよう、条項で定めるか又は指導することができることを明示してほしい。
- ⑥市の立場について、基本的には指導監督機関としてかかわっていただきたい。住民個人からの苦情疑問等を受けていただける窓口を設置していただきたい。町内会の運営に関し、住民が市に直接疑問・意見等が言える条項を作ってほしい。

札幌市等からの配布文書の全てが回覧されていない町内会が増えてきております。行政情報等の公平な周知を図る趣旨から逸脱する行為です。札幌市は、このような行為が行わないように指導していただきたい。新聞報道等では、町内会長等による町内会費等の不適切な処理が散見されます。札幌市は 2,200あるという町内会の運営の適正化を図るため、今回の「町内会条例」制定に併せて、町内会を指導する窓口を是非も受けていただきたい。

町内に問題がある場合、苦情を進言し、正しく解決に向ける 機関が無い。役員人数も最小限に、回覧板の内容も、活動も必 要最小限に、町内会費から費用を出し「最大限外部委託」か、 市が担当する。トラブル、苦情は、その管理者が市の指導の下、 解決に導く「機関」の設置を希望する。

<条例は、町内会への加入を強制したり、罰則を設けたり、 市が町内会や事業者等に指導を行ったりする旨の条文を設けるものではありません>としているが、重大な不正行為を行った場合など、ケースによっては財政支援を中断することができるほうがよいのではないか。 町内会に対する補助金等の支援制度においては、制度ごとにその補助金等の交付や返還に係る基準等を定めており、この条例において、一律に定めることは適切ではないと考えております。

テ 条例の実効性を疑問視する意見

ご意見の概要

町内会加入促進は必ずしも役員のなり手不足解消手段には ならないから条例を策定しても解決しない。

「5 町内会等の地域における役割」、「6 地域住民の役割」、「7 事業者の役割」、「8 市の責務等」及び「16 財政上の措置」には、「…努めるもの…」という表現が、14 箇所あります。この表現は、努力規定で、当該者を拘束するものではない」と聞いております。この条例の根幹となる上記の項目のほとんどに、この表現が使われております。これで条例の実効性が確保できるのか、心配になります。少なくとも、「8 市の

札幌市の考え方

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であるため、この条例は各主体に対して何らかの義務化や強制を行うものではありませんが、これまで町内会の皆様より「理念を記載するだけでは実効性に疑問がある」旨のご意見を多くいただいたことを踏まえ、素案の9以降に基本的な施

責務等」及び「16 財政上の措置」については、「…するもの…」 と言う表現に直して、実効性を確保していただきたい。

また、パブリックコメント資料に、「条例は、町内会への加入を強制したり、罰則を設けたり、市が町内会や事業者等に指導を行ったりする旨の条文を設けるものではありません」との記述があるが、この文章を見ると、今、町内会への加入促進活動がままならず、未加入者が激増して困っている町内会や会員に対し、札幌市は、救いの手を差し伸べる意思はないと言うことです。各町内会長は嘆息し、落胆しております。そうであるならば、本年度中に、町内会条例を作る必要はあるのでしょうか。また、平成30年度から取り組んできた各種のアンケート調査はなんだったのでしょうか。札幌市が「町内会条例」で突き放した「町内会」が、町内会員が望んでいる実効性のある施策が本当に行うことができると思っているのでしょうか。また、停滞している町内会活動の活性化が早急に図ることができるのでしょうか。

市長の選挙公約だからといって、「何ら強制や罰則もなく、すべてが任意で、お願いだらけの条例」、「町内会のトラブル等に行政は介入しない・できない条例」、「個人情報保護の観点から町内会名簿も配付できない条例」を制定しても、何ら解決しないのではないでしょうか。

町内会の意義と重要性を住民に共有させるための条例ですか。町内会連合会と何度打ち合わせしても一般会員や未加入者は意義や重要性がわかりません。普段ろくな事もしてないのに「理解と関心を深め活動への参加や協力に努める」条例ができたと言われても、理解も協力もできません。

札幌市の考え方

策等を盛り込んでおります。

この条例では、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有し、一般会員や未加入者の方にも町内会の意義や重要性をご理解いただくとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な方や市が継続的に行っていますを施策、推進体制の整備などを明らかにし、その実効性を担保する具体的な施策については支援策において検討・実施して参りたいと考えています。

この条例を制定し、併せて支援策を実施することにより、直ちに町内会の課題等が解消されるものではありませんが、町内会にとっては、本市が将来にわたって町内会を支援していくことをこの条例の制定によって確認することができ、今後の活動に前向きな展望を見出す一助となるのではないかと考えております。

(2) 条例制定の賛否に関する意見

ア 条例制定に反対の意見

ご意見の概要

条例には反対です。日本の憲法では人権を尊重するとありますが、条例になり町内会に入会することが義務になるのでは選択の自由がなくなることになる。コミュニケーションを取りたいと考える人もいれば、集会や対人が苦手な人もいる。町内会は強制的に入会、イベント不参加の場合も費用を払わなければならないのは苦痛。

地方自治体が町内会加入を強制する様な条例には反対。

町内会を条例化することに反対します。条例化は市が果たすべき役割を放棄し、町内会にその役割を丸投げし、更に本来任

札幌市の考え方

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、その加入や退会については、地域住民の自由な意思が尊重されるべきであるため、この条例は加入を義務化するものではありません。

しかし、町内会が将来にわたって 維持・発展していくためには、「町内 意である町内会への加入が半ば強制的になり、町内会へ加入し ない権利が毀損されます。現在、町内会への加入を巡って様々 な揉め事もあります。私の地域の町内会でも、町内会を私物化 し権力者のように振る舞っている役員がおります。町内会費を 巡っても毎年のように値上げをし、疑問を呈すれば町内会から 追い出すというような恫喝をしているものもおります。町内会 へは誰も逆らえないのです。更に町内会員同士で監視しあい、 未加入者への差別等戦前戦中の隣組に回帰しかねません。地域 において町内会に加入していなければその地域に居住するこ とが大変困難になることが生じますし、現在それが顕在化して います。今でさえ、住民同士監視され監視しあうことが常態化 されており、町内会に加入していなければ村八分になっている のに、条例化で益々住みづらくなる地域社会が生まれます。地 域をどう発展させるかは喫緊の課題でしょうけれど、それを条 例をもってなされるべきとは全く考えを異にします。「(仮称) 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」には大反対いたし ます。

会が地域コミュニティの中心的な存在でありながら、その存続が危ぶまれ始めている」という現状認識のもと、その意義や重要性について町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、将来にわたって支えていくという認識を「条例」という形で共有することが重要だと考えております。

また、こういった認識を条例で共 有することに加え、町内会の維持及 び活動の活性化に関する市の施策を 条例で明記することにより、市は、条 例を拠りどころとして、将来にわた って町内会を支援していくことがで きるものと考えております。

なお、「5 町内会等の地域における役割」(3)において、町内会は「地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるもの」として、この条文によって、様々な世代の意見が反映され、参加しやすい町内会の運営が行われることを期待するものです。

町内会に強制的に参加させる条例は作成してはならない。大 反対である。条例で定めるのであれば、町内会費の一律化を行 い、札幌市内何処の町内会でも会費はすべて同じという条例を 策定するべきである。決められた町内会費で運営するようにす る事によって公平性を保つべき。決まった役員の飲み食いに町 内会費が使われ、横領が当たり前の自治会に味方するのか。そ こまで、町内会を信用しているのであれば、札幌市が監査とし て入って対応するべき。決められた予算、範囲で対応できる、 運用のできる町内会にするべき。

条例を作るのであれば、町内会自体の組織の再編、町内会費の平等化、札幌市側の会計監査、横領による処罰の対応を行政で行うなど、もっと、寄り添って対応すべき内容であると思います。なんでも、地域住民になすりつけるのではなく、平等に根拠のある運用ができるように整備をまずするべきです。都合の良いところだけ、自治会対応にする札幌市の怠慢さに自棄が

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、その加入や退会については、地域住民の自由な意思が尊重されるべきであるため、この条例は加入を義務化したり、市が町内会の運営に対して監査や指導などを行ったりする旨の条文を設けるものではありません。

また、町内会において、その会員数 や活動内容、予算規模などは団体に よって異なり、町内会費の額は、各町 内会の総会等の決議や規約等で定め られているものであることから、町 内会費の額を条例で一律に定めるも

さします。中途半端な条例をつくり、現在のきちんと対応できていない自治会の肩を持つ条例作成に断固反対致します。絶対に協力しません。都合の良い事ばかり書いて、ベースがちゃんとできていない自治会は条例対象外にしてください。絶対的に崩壊していきます。

地区によって頑張っている町内会、頑張っていない町内会があり、ガチャ状態になっている問題点を解消して、条例を作らなければならないと思います。

賃貸物件契約する際に町内会加入を必須条件とする業者を 増やすだけになる条例にも反対。

猛反対です。一部の人間によるコントロールは危険だと言う 事は過去の例を見ても明らかです。個人の判断でやるべきで す。締め付けになる場合や、お金が絡むとひどい目に合います。 他を見ても明らかに悪い組織化と差別が少なからず存在して いるのも事実、行政の丸投げや責任逃れとしか言いようがな い、問題があった場合誰が責任をとるのか?町内会費などもっ てのほかで行政が準備して個人の判断でやるべきだと思いま す。止めて下さい。

札幌市の町内会関係条例制定に強く反対します。東京都武蔵野市のように、町内会が無くても市民の日常生活に支障をきたさない都市はありますが、町内会が無い為に市民の生活に支障をきたしている都市は日本のどこにもありません。

札幌市が、というより秋元市長が無理筋で町内会条例を策定 しようとしているのは、無料若しくは低額の補助金配布によ り、市が行うべき業務の一部を遂行させる労働力として町内会 会員を利用したい意思が透けて見えるから反対。

また、(1)町内会長や執行部役員の選出に対し一部役員間で決められてしまい、会員住民に信任投票を行う機会が無い事。(2)役員のなり手がいないと言っておきながら執行部役員で「役員任期を複数年とする。」と勝手に決めてしまい新しい役員のな

札幌市の考え方

のではないと考えています。

なお、この条例には、「町内会等の 地域における役割」として、その活動 状況や運営に関する情報の積極的な 提供や公開などにより開かれた運営 に努めることや、地域住民の多様な 価値観と自主性を最大限に尊重して 活動への参加や加入を促すよう努め ることなどを盛り込んでおり、これ らの条文を通じ、改めて運営の在り 方等をご検討いただくきっかけにな ればと考えております。

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、この条例は、入居予定者の町内会への加入に関して、不動産事業者に義務を課したり、市が指導を行ったりする旨の条文を盛り込むものではありません。

町内会は地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、「4 基本的な考え方」(3)において、町内会の活動は自主的に行われるものであることを明記しているところです。

しかし、町内会が将来にわたって 維持・発展していくためには、「町内 会が地域コミュニティの中心的な存 在でありながら、その存続が危ぶま れている」という現状認識の下、その 意義や重要性について町内会、地域 住民、事業者及び市が共に認識し、将 来にわたって支えていくという認識 を「条例」という形で共有することが 重要であると考えています。

また、こういった認識を条例で共 有することに加え、町内会の維持及 び活動の活性化に関する市の施策を 条例で明記することにより、市は、条

り手を阻害している事。(3)町内会長はじめ役員報酬が高額であり、さらに交際費まで支出している事。(4)特定の個人の趣味や特定の一部の子供の遊び、さらに老人クラブへの町内会費からの補助金支出等、疑問を感じる不透明な支出があるにもかかわらず会計監査担当役員は支出事業に対し、まともに監査を行っているのか疑わしく是正がされない事。(5)旧住民の多くは、新住民に対し今迄通りの町内会運営を強要し、高圧的な態度でものを言う態度を改めない事。以上の観点から町内会関連条例などというものは必要ないと思う次第です。

コロナ禍とはいえ市民ワークショップが2回程度、町内会役員や連合町内会との意見交換がほとんどで、本条例検討する根拠が薄く、まだまだ検討が必要だから条例策定は時期尚早だから反対する。「町内会による町内会のための条例」であり反対。なぜ条例にしなければならないのか、条例にすることで強制や罰則はないというものの加入参加の「圧力」になる。「条例」にすることで、かえって同調(強制)圧力、加入(役員)の義務化に利用されて、断れなくなるおそれがある。したがって(班長を含む)役員の順番強要(輪番制)で個人の自由意思や人権が侵害されるおそれもある(断れない自由の侵害)から条例化に反対。「町内会」はこれまで歴史的にみても多くの問題(政治利用、村八分、密告監視社会など)があり、条例化することで強制圧力に利用される。

いまや高齢者でも低年金で働かなければならず、共働き家庭が常識になっているなかで、「地域コミュニティ=町内会自治会(連合町内会)」という「暇な老人を使う権力組織化」想定は旧態依然、どんなに麗しい名称に変えて条例化しても弊害ばかりで効果はない。自治基本条例・まちづくり活動促進条例を活用し、市内の立派な「まちセン」のあり方を変えて、市民個人が活用・活動しやすくするべきで、「条例」は屋上屋だから不要。

札幌市の考え方

例を拠りどころとして、将来にわたって町内会を支援していくことができるものと考えています。

さらに、この条例の「5 町内会等の地域における役割」において、その活動状況や運営に関する情報の積極的な提供や公開などにより開かれた運営に努めることや、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重して活動への参加や加入を促すよう努めることなどを盛り込んでおり、これらの条文を通じ、改めて運営の在り方等をご検討いただくきっかけになればと考えております。

イ 条例制定に賛成の意見

ご意見の概要

今回の条例素案に賛成です。特に、自分も含め 町内会の役員を長年担っている者、次が見つから ず継続をしている役員、なんとなく引き受けてい る役員、町内会に多少でも関心がある人にとって は、わかりやすく、自分の活動に確信を持てる内 容だと思います。さらに、今日的な町内会が直面 している件やそれらに対する行政の支援制度な

札幌市の考え方

本市としても、町内会が将来にわたって維持・発展していくためには、「町内会が地域コミュニティの中心的な存在でありながら、その存続が危ぶまれ始めている」という現状認識のもと、その意義や重要性について町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、将来にわたって支えていくという認識を「条例」という形で共有することが重

ご意見の概要	札幌市の考え方
ど、行政も町内会活動を応援してくれていること	要であると考えています。
を再認識できます。	また、こういった認識を条例で共有することに
	加え、町内会の維持及び活動の活性化に関する市
	の施策を条例で明記することにより、市は、条例
	をよりどころとして、将来にわたって町内会を支
	援していくことができるものと考えています。

(3) 支援策や町内会に対する感想・意見等

ア 支援策に関連する感想・意見等

ゴミは戸別回収を行い、ゴミステーションを廃止してください。各世帯で管理させる事が一番得策であります。ゴミステーションの自治会への助成は不要であり、各自自分の敷地前に責任を持ってゴミを捨てるようにすれば良いと思う。

ご意見の概要

ごみステーションに関しては町内会への入会の有無にかかわらず納税者である住民にはごみを捨てる権利があります。ごみステーションの管理については少規模での利用を推進し、住民が各々ごみ出しルールを守り清掃を心がけていれば、実際にごみが周りに散乱する事もなく清潔な状態で運営されています。町内会が管理していても汚いところは多々見受けられ、町内会が管理しているから衛生的に管理されているなどという事は無いのです。

共同住宅のごみステーションが6世帯以上となっているが、4世帯以上に変更してほしい。又は、戸別収集にしてほしい。

「町内会が管理しているごみステーション」に出される「違反ごみ」のほとんどが、町内会に入っていないマンションやアパート等の共同住宅等の住人が出したものです。これには、札幌市内の共同住宅等の全てに「居住者専用ごみステーション」を設けるようにすればほとんど解決できることです。具体的には、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則」第15条の「住戸の数が6戸以上」を2戸以上」にすれば良いことです。札幌市には、今回の「町内会条例」制定と併せて、この「条例施行規則」第15条の一部改正を行って、「共同住宅等の居住者専用ごみステーション設置の義務化」を是非実現していただきたい。また、町内会が管理しているごみステーション」に「産業廃棄物と思われるごみ」が夜間等に捨てられていることが良くあります。札幌市には、このようなことが行わないように、町内会に迷惑をかける事業者等に対し、強い行政指導を行っていただきたい。

札幌市の考え方

いただきましたご意見は、今後の 町内会への支援策を検討するにあた り参考にさせていただきます。

各町内会は、ごみステーションの管理を行っていますが、指定ごみ袋に入れないなど「違反ごみ」として扱われるごみの排出者の殆どは、「町内会に入っていないアパート等の住人と事業所」と「町内会以外からの持ち込み者」です。各町内会は、この取り扱いで困っております。札幌市には、「住人の全世帯の町内会加入の促進策を講じるか」、又は、「札幌市が直営で、ごみステーションを設けて収集していただくか」を決めていただきたい。

未加入者が3割いる現状で、ゴミステーション問題は札幌市 が責任をもって動くべきです。未加入者をたらいまわしにすべ きではありません。

マンションに住んでいるが大家さん(町内会費も払っています)が対応してくれないため、ゴミステーションボックスを置くように周知して、義務化してほしい。燃えるゴミの日にあらされていて、ゴミ袋を変わりに負担して片付けをするなど行っているのが生活的に苦しい。

冬季の除排雪について、前上田市長が除雪予算を大幅減額したために、町内会に負担を転嫁する形は、不当である。パートナーシップ除雪は、車保有者だけが利益を得て、車を持たない人には、除雪費用を取られるだけで、メリットが無い。町内会費と除雪費用は分離すべきである。

パートナーシップも市民税を増額して対応すべきである。必要である場所必要のない場所があるのであれば、平等に徴収するべきである。マンションだから、賃貸だから関係ないって言うのは、おかしい内容と思う。

パートナーシップ除雪については、上田市長になってから市長個人の趣味の為に大箱のオペラハウスを作る事になり、そのあおりを受けて除排雪事業費を大幅にカットしたせいで、予算が無くなり導入した制度ではありませんか。この無駄な箱物行政のせいで、土木工事関連業者(冬季間除排雪業務を請け負う業者)が廃業、事業縮小に追い込まれ、札幌市内から撤退する業者が相次ぎ、挙句の果てに札幌市は今シーズンの大雪に対処できず、市民の足である交通網や物流は大混乱に陥ったのは明白な事実です。札幌は年間の3分の1は積雪のある冬の街です。「冬の雪は春になり消えるから除排雪費は無駄だ。」との極論は撤回し、除排雪作業費の単価を上げて業者に便宜を図り、除排雪業者を増やす努力をすべきです。今シーズンの大雪は温暖化の影響であり、今後も降雪量は増々増えていくと考えていた方が自然だと思います。

地縁団体・全世帯加入が基本という性格をもちつつ公共的な 事業もおこなう町内会が、行政との間で地域を代表している一 方で、任意団体であることは、一種のねじれ、矛盾を抱えてい ると指摘する研究者もいる。加入率が下がることの矛盾は、と りわけ町内会の財政に直結し、経費がかかるパートナーシップ 排雪制度では、希望がありながら実施できないということが起 こっている。納税者としては変わらないのに、財政力が弱い地 域、町内会は制度を利用できないようでは、やはり間違ってい る。支援というのであればパートナーシップ排雪の地域負担・ 町内会負担分をなくすべきではないか。

「パートナーシップ排雪」について、私の町内会では、少数 の町内会員が、多数の非会員(地主やアパート等の住人や事業 所などの非会員)の排雪費を負担していることに強い不満と反 発があります。町内会員からは、「道路管理者である札幌市が 「雪処理税」(仮称)を徴収して自ら責任をもって行うべきであ る」とか、「札幌市が道路に面する距離等で課税して除排雪事業 を一元的に行うことを求める」意見もあります。今冬の幹線道 路の除雪事業が長引いて、道路が渋滞した原因の一つとして、 当該道路近隣の敷地内からの除排雪を札幌市が容認している ことにあると指摘している町内会員がおります。これにより、 町内会のパートナーシップ排雪が1か月以上も遅れたことを 憤っている町内会員もおります。町内会の非会員の中には、道 路に雪出しをしたり、公園に雪を投入したり、路上駐車をして 通行を妨げたりしている者がおります。これらの行為をしない よう道路管理者である札幌市はキチンと行政指導すべきです。 他の市町村では、除排雪作業に係る経費を市町村がすべて負担 したり、(不公平感を除くため) 当該経費の一部を幅広く住民や 事業者に求めている所もあります。「札幌市は、パートナーシッ プ排雪を止めて、直営で除排雪作業を行い、それに係る経費の 一部を幅広く全ての住民や事業者等に求めることを行ってい ただきたい」という意見の方もおります。町内会員には「町内 会費もパートナーシップ排雪負担金」をも支払わない未加入者 に対する不満や不公平感は鬱積しております。特に、コロナ下、 未加入者への加入促進に積極的でない対応に終始している「札 幌市」に対する不満は極限に達しております。とりわけ、パー トナーシップ排雪負担金が毎年増嵩して、会員の皆様に負担金 額の上乗せをお願いする時は、その軽減又は全額を札幌市が負 担することを求める意見が続出しました。

街路灯も市の税金で担当していく方向で進めてほしい。

札幌市内、全ての街路灯は市に管理運営を移管すべき

役員のなり手がいないのが大きな問題。この対策を打ち出し てほしい。

前文中の担い手不足の原因を明確に指摘すべき。連町も単町においても役員の「長期重任」が続くことが担い手不足の基本要件です。現在多くの地域には、多くの団塊世代がいて、担い手はたくさん存在しています。しかし、重任する役員たちに限って「関心がない。担い手が無い」と言ったり書いたりしています。つまり、担い手が少ない原因を町内の人々の「無関心」にしている「役員選出体制」のあり方「役員の意識のあり方」を問う必要があると思います。

また、業務内容や会議のあり方が形式的で民意を吸い上げる 形になっておらず、会長の独善的采配が続き、多くの会員が短 期間で役員を降りてゆき、特定者の「重任」を維持するように なっています。基本的に大切なことは、誰でもできる町内会役 員であるという「仕組み」作りです。業務公開・業務マニュア ル化によって、「誰でもできる化」を促進すべきです。

さらに、デジタル活用による「負担の軽減」・会費の振り込み 化による集金の合理化、任期の短期化による負担の軽減などを 目指して、多くの人々の参加を誘発する「仕組みと仕掛け」を 作って誘導してゆくことが必要です。「町内会は行政の下請け」 という批判は、多くの人々が参加しやすい形を作ることで解消 できるでしょう。

町内会の加入率の低下は、ごみステーションの管理や、除排雪(パートナーシップ排雪)に大きな支障(不公平感)をきたしている。区域内に居住する人が全員、町内会員であったなら、役員の高齢化以外の多くの問題が解決すると思われることから、市はもっと積極的に、加入を促進するべきである。加入は任意であるものの、一般住宅以外の共同住宅については、建築主に町内会との事前協議を義務化するべきである。市は、建築確認の段階で、町内会との事前協議が終わったものを受け付けるようにすれば、すべての建築主又は建築業者が町内会との打ち合わせを持つことになり、加入率は大きく上がるはず。冬の生活環境の向上のためにも、努力義務ではなく市の積極性と建築主や業者の義務が絶対に必要である。

国の災害対策基本法に基づき、札幌市では地域防災計画が策定されており避難所の開設・運営は札幌市が行い、その後、避難者に引き継ぐとなっています。町内会への加入者、未加入者を問わず避難者を受け入れ保護するのが避難所であり、先の東

日本大震災でも避難所の運営に町内会役員が余計な口を出した事により住民間で対立が起こり、避難所の運営に支障をきたした事は周知の事実です。一度災害が起これば、町内会加入者、未加入者を問わず避難者となり、ボランティアの方々と協力して避難所を継続運営していく事になるのです。

現在連合会を通じて住民組織助成金として年1回加入世帯 1件130円を市が支出してくれているが加入世帯数分の助成金 は納得がいかない。町内会では未加入世帯のゴミ問題・街灯・ パートナーシップ事業・防犯カメラ設置等の費用・その他催し 開催等加入者からの財源から支出しており、町内会居住の全世 帯数に応じた配分にすべきと考える。

連合町内会の役割の明確化という趣旨は分かるが、単位町内会から直接「市」に相談できる構図になっていない。単位町内会からも、まちづくりセンターや区役所に直接相談できるようにするべき。

近年町内会の会費徴収で物件のオーナーが自己破産・相続放棄した事例が発生。更に請求しているにも係わらず支払いを拒否する事案が発生するなど法的処置。又町民の意識が変わり法的問題が今後増えることが予想される。町内会として弁護士をたてた処置を検討しなければならないことを考えると共に弁護士費用をどう考えるかを今から検討するべきでは。

私たちの町内会は、認可地縁団体として町内会館の建物を所有し、管理運営しており、多世代が交流し繋がりを深めるための定期的な集いの場としての利用をはじめ、札幌市指定の地域避難所として 2018 年に発生した北海道胆振東部地震の際には3日間にわたり開放し延べ約100人の避難者が利用するなど、町内会の支え合いに欠かせない活動拠点となっている。

しかし、会館の用地は賃貸借で、貸主の代替わりもあり、賃料は年々上昇が見込まれる。現在もその重い負担が町内会の財政を圧迫し、このままでは拠点を失う懸念もある。

札幌市には、町内会館の建築・増改築・修繕や施設借上げの 費用に関する補助制度や、用地購入資金に関する貸付制度があ るようなので、私たちのような、用地を借り上げる町内会への 財政的支援の制度もあっていいと考える。

今後とも、この身近な活動拠点を維持し、親睦交流のほか、 福祉・防災防犯・環境美化などの活動により、町内会として地域の生活を支えていくために、用地借上げの費用に関しても一部でも補助いただくか、用地に関する固定資産税を免除いただくなど、その経費的負担の軽減を図る方策をぜひ検討していた

ご意見の概要	札幌市の考え方
- 息兄の既安	作用が与ん方

だきたい。

いまある「まちづくりセンター」(以下、まちセン)や地区センターの役割・運営についても、まちセンで証明書発行機能は必要なのか。「まちセン」を市内で活動する市民活動(NPOなど)にも開放すべき。

行政の依頼業務(委員の推薦・各種会議出席要請)、地域コミュニティという「お祭り」などの参加や手伝いの強要などを無くすべき。町内会自治会の役員には、市からの参加要請・各種委員推薦・活動の動員などの「依頼」が多く、役員になることはもとより、「仕事」が多くて「敬遠」されているのではないのか。

マンション管理組合では安心、快適に暮らすための様々な規 則、ルール、広報などを行っていますので、マンション以外の 地域住民のことを言っていると捉えると、地域を安心、快適に 暮らすためのそれぞれの個人へのルール、例えば景観を保つ家 の作り、色、植栽、樹木など、騒音、違法駐車、などを周知す るなどが重要なような気もします。インフラに何か問題があ る、市と相談したい、ときに町内会で取りまとめるよりは、そ れぞれが市への窓口が分かって(ワンストップなら良いが)、対 応できることかと思います。市も個人単位での相談、要求を取 りまとめる、必要に応じて影響する地域の住民を集めて検討す るなどのことができるような体制を作ってほしいと思います。 地域全体に関する調整が必要な時は、その事案に対する組織が 作れればいいと思います。例えば、地盤沈下や街路樹の選定な どは通常の町内会というよりは、それぞれの知識やノウハウを 持っている方を中心に組織するような、組織化支援を市ができ ると良いと思います。

- ① 地域コミュニティの維持にとって全市的に共通して必要な事業を条例で示し、その事業については、市が事業費の全額 負担を目指す。
- ② 上記事業費には町内会の構成メンバーで賄いきれない場合の人件費も含むものとする。
- ③ 事業の推進に必要な財源は住民税の増額も含めて検討する。
- ④ 町内会独自事業について市が経費助成を行うことを妨げるものではない。
- ⑤ 以上の改革を推進する過程で連合町内会の役割を縮小するよう働きかける。

「町内会の維持及び活動活性化に関する市の施策」につい

ご意見の概要	札幌市の考え方
τ,	
①現状把握~会議や行事、レクリエーションへの参加:定期的	
に連合町内会及び各町内会会議に参加し、情報収集とアドバイ	
スを行う(困りごとの把握や課題解決に向けてのサポートを行	
う)※日頃より、町内会(住民)と市職員の交流を行い緊急時	
などに備える	
②町内会維持と活性化のサポート:北海道内は基より、全国各	
地には先進的な町内会が多くある為、定期的に情報収集、情報	
交換や交流事業などの企画や取り組みを各町内会に行う。ホー	
ムページや、広報誌作成や維持管理に協力する。	
③情報提供:町内会より、他町内会の活動内容など取り組みな	
どの情報提供の協力依頼があった際は、速やかに行う。※日頃	
より市内市外の町内会の取り組みなどの情報を積極的に集め、	
提供できる様準備する	
④意見聴取:各町内会役員のみならず、若い世代から広く意見	
を取り入れられるようそのような機会を設ける	
⑤住宅などを管理運営する事業者に対し、町内会会費を代理回	
収する際は、その手数料を市が負担するなどし、町内会費集金	
に協力する。	
①高齢者の安否を確認する方法として、福岡県上毛町で取り組	
んでいる"黄色い旗"の掲揚作戦(西日本新聞提供)を真似し	
て、やって見たらどうだろうか。	
②住民(会員)の方が亡くなられたとき、町内会の全員にお知	
らせすることを中止したが、その理由の一つは、プライバシー	
保護のためだという。ところが、新聞の「おくやみ」欄に載っ	
ている場合もあり、遺族に確認すべきである。基本的には、全	
会員にお知らせすることや、配偶者を亡くして残された"お一	
人様"の相談に乗ってあげることも、(含、民生委員との連携)	
町内会(役員)の大切なしごとだと思う。	
最高裁判決を周知するべきです。いまだ多くの役員が認識し	
ていません。	
町内会の実態を公表すべきです。町連ごとの町内会一覧表を	
作成し、会員数・主な事業など記載して、ネットに掲載すると	
札幌市内の状況がわかります。	
民主的団体運営のルール研修を、多様な機会を生かして学ば	
せるべきです。特に町内会長はじめ4役研修は必要です。まち	
づくりセンターでホームページ研修をする事も今からでもや	
った方がよい。	
最高裁の判例で町内会の加入は任意であるとの決定がある	「7 事業者の役割」(3)において、

以上町内会での加入促進は難しい(オートロック・入居者との面会・決定後の集金)。町内会に加入して貰えなければ会費徴収は出来ない。マンション管理会社への行政の指導がどのようになされているか見えない(マンション管理会社の中には町内会活動に理解を感じられない会社が散見される)

札幌市の考え方

住宅の賃貸や管理を行う事業者は、 入居者に対して「町内会への自発的 な加入に資する情報の提供に努める もの」としており、この条文に基づ き、マンション管理会社による町内 会への加入に関する協力が行われる ことを期待するものです。また、同(4) において、住宅の建築等を行う事業 者は「町内会の維持及び活動の活性 化に関する市の施策に協力するよう 努めるもの」としており、今後、本市 では、この条文に基づき、マンション 管理会社を含む住宅の建築等を行う 事業者に対して、町内会の加入促進 等に関する協力依頼を行っていきた いと考えております。

町内会に頼っている案件を市で賄うように事業内容を整理 するのは難しいのか。

町内会はそもそも自治組織のため、財政その他全て市の方針と関係なく自律的に運営されるべきものです。3ページの2~6は、そもそも行政の役割ですし、7にあたっては全く不要です。

今後も町内会の皆様からご意見を いただきながら、必要に応じて町内 会の負担を軽減することができるよ うな事業の進め方の在り方を検討し てまいりたいと考えております。

3頁7つの検討「支援策」はすでに行われていることがほとんどで、条例にしなければできないことではない。また「市役所職員が町内会活動に参加・協力しやすい環境づくり」は具体的になにか。

7つの検討テーマは、町内会から本市の支援策を求める声が多かったテーマであり、これらのテーマに基づき、これまでの取組のレベルアップや新規の事業等について検討を行っていきたいと考えているものです。本市としては、この条例をよりどころとし、より多様な支援策を実施してまいりたいと考えてります。

なお、「市職員が町内会活動に参加・協力しやすい環境づくり」に関しては、町内会の活動への参加は職員が自主的に行うことが前提となりますが、町内会活動に参加する時間が確保できるような職場環境づくりや、町内会の意義や重要性について理解を深めるための研修を行うこと

ご意見の概要	札幌市の考え方
	などを想定しています。
会員からの要請等は、ごみや雪の処理に関することが多いの	ごみに関しては各清掃事務所が、
ですが、札幌市には、今回の「町内会条例」制定に併せて、こ	雪に関しては各区の土木センターが
のような案件に対応する窓口をぜひ設けていただきたい。	窓口となっておりますので、ご相談
	ください。

イ 町内会に対する感想・意見等

ご意見の概要

町内会の必要性はあると思うが、班長が会費を現金で集金することを改善して欲しい。高齢、独居生活の親は班長になる今年も年々、身体的に負担になっています。それに加えて、一件一件、町内会費の集金業務、毎月支払う人、半月分、年払いの人、支払い拒否する人などに対応する事が困難です。今のご時世で、現金の集金方法は問題ありだと思います。銀行引き落としなど、検討お願い致します。

集金に行ったり、来られたりの時間が合わず、年配の方から 怒られたりしたので今は加入していない。集金方法が対面では なく、各自キャッシュレス決済などであれば再加入も考えられ ると思う。

町内会の重要性については理解しているが、町内会費の集金 方法を検討して欲しい。高齢の人々が多い町内会は班長になれ る人が少なく、最も負担なのは、町内会費の集金です。個別に 家に集金に行く事、人によって、年払い、半年払い、または支 払う拒否などに対応するのは困難であり、銀行引き落としな ど、現金をやり取りする現在の方法を改革してほしい。

非正規の方々が激増しているのだから、非正規労働者、年金 生活者、障がい者には、町内会費を免除する施策を設けなけれ ば、改善される事は無い。

町内会活動は地域と密着している以上会費でなくマンション等での管理費として廊下部分を徴収しているこの考えを取り入れた取り方を検討すべきと考える。

住民主体で町内会費徴収しているが会社・駐車場・飲食店・ 販売店等からの費用負担分をどのようにすべきか考えを纏め る必要があると思う。

古い世代の方は町内会合や集まりごとが好きな方が多く、町内会の会合と称して会費で飲食をしているのも現実。関東圏では町内会を撤廃した県もある、札幌市でも時代の移り変わりと共に町内会を解散しても良いのではないか。

何も活動しない町内会は必要ない。地震で停電になったとき

町内会費の徴収については、各町 内会が規約等にその金額や方法を定 めて行っているものと考えますが、 いただきましたご意見は、今後の町 内会への支援策を検討するにあたり 参考にさせていただきます。

札幌市の考え方

町内会は、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、私たちの生活を支える様々な活動を行う地域コミュニティの中心的な存在であり、今後、超高齢化社会の進展

にでも何もせず、町内会のお祭りの時だけ幹部で飲み食いをし 楽しんでいるだけ。地域の小学校の統廃合には反対し、ただた だ自分らの都合の良い存続だけを求め存続したときのコスト は誰が負担するのかも考えず、住民エゴの塊みたいな人たちが 町内会支配している。そんな町内会になぜ肩入れしてるのでし ようか?除雪の段取りと街路灯の維持だけを考えれば、それは 市でやれば良いことではないか。老人クラブの仲良し会みたい な組織は解散したほうが良い。

老人中心の町内会行事ばかりで既得権益維持のために行なっている町内会は廃止すべき。そもそも町内会が行なっていることのほとんどは札幌市がやるべきこと。落としどころは町内会を廃止して若者を多く取り入れた組織を新たに立ち上げる。 大改革しないと町内会に若者を惹きつけるものはない。昔の5人組みたいな自衛組織は時代に合わない。

町内会の数がありすぎと思います。連合町内会で運営すればよい。細かいから、会費やゴミ問題パートナーシップ等、いろいろ不平等がおきる。○○町町内会、△△町町内会、等、町名で新たに組織を再編した方が良い。それで、公正に自治会運用を行えば良いと思う。役員の選出も札幌市が責任を持って対応すべきである。報酬も出すべきである。

いまある町内会自治会(の仕事)を、ゴミ出し(ゴミステーション設置)、除雪など地域ごとの密着必要問題に特化するべき。

行政サイドとしては町内会の重要性についてはあらゆる機会を捉え訴えているも現状の流れを見ると明確な指針が出ていない。連合町内会を行政としてどの様な位置づけ及び指導しているかが見えない。ある地区で単町が連合会の事業遂行に問題ありとして連合会より脱退(町内会の総会決議がなされているものの決定のやり方には問題を感じる法律的には違法)その後2単町が脱退した単町と意見交換し脱退しても何ら支障がないとの意見を聞き連合会からの脱退を考えているとの情報が耳に入ってきている。各単町の連合会への分担金、支払いしなくても問題が無ければ単町としての財源が大幅に軽減されるものとして追従が増えてくるのでは。町内会も連合町内会も相互扶助の精神があって成り立っているもので、行政としても今後の取組に真剣に向き合っていくべきと思う。

固定化した「連合町内会」組織は改廃して、札幌市自治基本

札幌市の考え方

や自然災害の増加などに伴い、町内 会における地域住民同士の顔の見え る関係はますます重要となるものと 考えています。いただきましたご意 見は、町内会に関する施策を検討す るに当たり、参考にさせていただき ます。

町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、その活動内容や運営方法等は町内会において決定されているものであることから、町内会の活動内容や運営方法等について、本市が条例等で定めることは適切ではないと考えていますが、いただきましたご意見は、町内会に関する施策を検討するに当たり、参考にさせていただきます。

いただきましたご意見は町内会に 関する施策を検討するに当たり、参 考にさせていただきます。

条例とまちづくり活動促進条例に基づいて「まちづくり協議会議」などに改編したらどうか。役員の担い手がいない、若者、女性も少ないのは、行政や男性中心の連合町内会がピラミッド組織であり、活動・依頼・委託も多すぎることもあるのではないのか。検討が必要。

このコロナ禍のなか従来の「回覧」を、感染拡大のおそれから拒否する住民もいる、また一方ではアパート住民で町内会費を取られているのに自分の町内会も知らされず回覧もないなど事例があるので検討が必要(しかしネット回覧も、通信機器環境を持っていない人の対応を考えると、これも一概にはすすめられない)。市では「HP」(ホームページ)で確認してください、との広報が多いがこれも問題だ。

町内会員のプライバシーの保護、管理について、町内会は、 会員個人のどの様なプライバシーについて保有しているか会 員に明示すべきである。役員による情報漏れの不安がある。

各ごみステーションは、各班ごとに管理するのが原則なのに、衛生部長に苦情の電話が集中するのでは、引き受ける人が居なくなる。週 $1\sim2$ 回の巡回パトロールはするが、余りにも分別分けが酷過ぎる、幾つかのごみステーションは、衛生部の対応の限界を超えているので、完全放置され、市の環境部の後始末と成る。

これまでの世帯単位の町内会ではなく、個人単位、外国人や 障がい者を含む「まちづくり住民自治会議」にするべき

町内会費ですら民間事業者に手数料を払って委託している 町内会も出てきているようだから町内会・自治会のあり方を根 本的に考えるべき時ではないだろうか。すでに広報誌も委託し ている。

古巣の町内会役員が、「伝統」と称して、余計な負担を強いる 事を強要する、体質が残って居る為に、このパワハラを嫌って、 役員を辞めざるを得ない会員が、続出している。

年間数千円を出すのが勿体なく、班長が回ってきたらそれを 集めなきゃならないから、町内会から脱退する人が増えてい る。町内会費を払っている家と払ってない家が同じ恩恵を受け るのは完全に不公平。冬の除雪の時、電球代、ゴミステーショ ンの取り替え etc. 町内会費は税金のように 強制的に取り立て るようにしなきゃ、全く不公平すぎる。

町内会から流れてくる情報や、町内会の取り組みが私達の家庭を支援してくれる事はほとんどありません。それに不満があるわけではなく、現状をありのままに伝えている事を御理解お

ご意見の概要	札幌市の考え方
願いいたします。有事に備えて自分達で考えています。自分の	
所属している町内会に対しては支援してもらう事はなく、町内	
会費納入というささやかな社会貢献をしていくという関わり	
だと認識しています。町内会加入は集合住宅単位なので、加入	
しないという選択肢はありません。私達とささやかな社会貢献	
が住みよいまちづくりに微力ながらも役に立っておりました	
ら、嬉しく思います。	

ウ その他の意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
Covid-19 コロナワクチン、等の、副反応に因る薬害で、大勢	いただきましたご意見は町内会に
の死者や後遺障害を発生させている、医療保健施策に、町内会	関する施策を検討するに当たり、参
は協力できない。	考にさせていただきます。
医療被曝を誘発させて、利権化しているだけの、健康診断・	
がん検診、PCR 検査に、町内会は協力できない。	
個人の尊重、個人の自由参加が「地域コミュニティ」(地域住	
民と市民によるまちづくり会議)を形成するべき。	
参観日などで学校へ行く際に、まちづくりセンターの駐車場	まちづくりセンターの駐車場は、
がもし空いていれば利用出来る様にして頂けるとありがたい。	まちづくりセンターを利用する方の
	ための駐車場であることをご理解く
	ださい。